

第 3 期障害福祉計画 (素案)

平成 24 年 3 月

桜川市

目 次

第 1 章	計画の策定にあたって	2
第 1 節	計画策定の背景・趣旨	2
第 2 節	計画の位置付け・性格	2
第 3 節	計画の対象	3
第 4 節	計画の期間	4
第 5 節	第 3 期計画策定における留意点	4
第 2 章	障がいのある人を取り巻く状況	6
第 1 節	市の人口・世帯数の推移	6
第 2 節	障がいのある人の現状	7
第 3 節	アンケート調査結果の概要	11
第 3 章	計画の基本理念・目標	27
第 1 節	基本理念	27
第 2 節	基本目標	27
第 3 節	施策・事業の体系	27
第 4 節	平成 26 年度の数値目標の設定	29
第 5 節	計画の推進に向けて	29
第 4 章	障がい福祉サービスの推進	30
第 1 節	訪問系サービスの充実	30
第 2 節	日中活動系サービスの充実	33
第 3 節	居住系サービスの充実	44
第 4 節	相談支援体制の充実	47
第 5 節	地域生活支援事業の推進	49
第 6 節	その他の地域生活支援事業の推進	55
第 7 節	その他の障がい福祉サービスの推進	59
第 5 章	平成 26 年度の数値目標の設定	61
第 6 章	計画の推進に向けて	64
第 1 節	理解・啓発の促進	64
第 2 節	連携・協力のための体制づくり	65
～資料編～		67

第1章 計画の策定にあたって

第1節 計画策定の背景・趣旨

平成18年4月1日から、従来の支援費制度に替わり「障害者自立支援法」が施行されました。この法律は、障害者基本法の基本的理念にのっとり、障がいのある人の地域生活と就労を進め、自立を支援する観点から、それまで障がい種別ごとに異なる法律に基づき提供されてきた福祉サービス等について、共通の制度の下で提供する仕組みに一元化したものです。また、障害者自立支援法に規定されるサービスを都道府県、市町村が計画的に整備をするため、3年を1期とした「障害福祉計画」の策定が義務付けられました。

桜川市障害福祉計画は、障害者自立支援法第88条に規定する「市町村障害福祉計画」として策定するもので、国の基本指針に則して、本市の障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業について、平成26年度までの数値目標を設定し、各年度の必要な見込み量及びその見込み量を確保するための方策を定める計画です。

障害者自立支援法第88条（抜粋）

第八十八条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画（以下「市長村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村障害福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 各年度における指定障害福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの必要な見込み量の見込み
- 二 前号の指定障害福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの必要な見込み量の確保のための方策
- 三 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項
- 四 その他障害福祉サービス、相談支援及び市町村の地域生活支援事業の提供体制の確保に関し必要な事項

第2節 計画の位置付け・性格

本計画は、「桜川市第1次総合計画」を上位計画とし、障害者基本法を根拠とする「桜川市障害者計画」及び社会福祉法を根拠とする「桜川市地域福祉計画」との整合性を保ちながら策定するものです。

本市では、平成20年3月に「桜川市障害者計画 ～ともに生きる地域社会の実現を

めざして～」を策定いたしました。これは、「ノーマライゼーション」と「完全参加」を基本理念として県が推進する「いばらき障害者いきいきプラン」と整合性を図りつつ、障がい者福祉に関する施策を総合的に推進するための計画であり、今回策定する「桜川市障害福祉計画」は、「桜川市障害者計画」の中のサービス基盤整備計画として位置付けられます。

また、平成 23 年 3 月に「桜川市地域福祉計画」を策定いたしました。この計画は、基本理念である「たがいをみとめ愛 支え合う ^{あなた}市民が主役の 福祉のまち」の実現を目指すものであり、一人ひとりが住み慣れた地域で自立した生活を送るためには、すべての市民がお互いに人権を尊重し、支え合い、助け合う関係づくりを進めていくとともに、地域の関係機関、組織・団体、行政などが連携し、暮らしやすいまちづくりに向けた取り組みを求めています。「桜川市障害福祉計画」は、障がいのある人の地域生活における自立を支援し、社会参加へ向けた整備計画としても位置付けられます。

- ※ ノーマライゼーション：障がいのある人もない人も社会の一員として、お互いに尊重し支え合いながら、地域の中でともに生活する社会こそが当たり前の社会であるという考え方。
- ※ 完全参加と平等：障害者基本法では、「すべての障害者は、社会を構成する一員として、社会・経済・文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会を与えられるものとする」とされ、障がい者施策の基本理念となっている。
- ※ 茨城県では、「いばらき障害者いきいきプラン」（計画期間：平成 15 年度～平成 24 年度）を策定し、ノーマライゼーションと完全参加を基本理念に施策が推進されている。

第 3 節 計画の対象

本計画は、障害者自立支援法第 4 条に基づき、市内に在住の身体障がい、知的障がい、精神障がいのある人及び障がいのある児童（18 歳未満）を対象とします。また、発達障がいや高次脳機能障がいなどの人に対しても、ニーズに合わせた柔軟な支援に取り組むものです。

- ※ 障害者自立支援法第 4 条：この法律において「障がい者」とは、身体障害者福祉法第 4 条に規定する身体障がい者、知的障害者福祉法にいう知的障がい者のうち 18 歳以上である者及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 5 条に規定する精神障がい者のうち 18 歳以上である者をいう。「障がい児」とは、児童福祉法第 4 条第 2 項に規定する障がい児及び精神障がい者のうち 18 歳未満である者をいう。
- ※ 発達障がい：自閉症、高機能自閉症、学習障がい、注意欠陥多動性障がいなどの脳機能の障がいで、その症状が通常低年齢において発現するもの。
- ※ 高次脳機能障がい：主に脳の損傷によって起こされる障がいで、言語障がい、注意障がい、記憶障がい、行動と情緒の障がいなど様々な症状がある。その障がいは外見から分かりにくく、本人の自覚症状も薄い。

第4節 計画の期間

障害福祉計画は、障害者自立支援法に基づき、3年を1期として策定することとされており、本市では、平成18年度から平成20年度までを計画期間とする第1期、平成21年度から平成23年度までを計画期間とする第2期の計画を策定し、計画の推進に努めてきました。

この度、第2期計画が平成23年度末をもって終了することとなり、第2期計画で策定した平成23年度末の数値目標をあらためて検証するとともに、平成24年度から平成26年度までの3ヶ年を計画期間とする第3期計画を策定いたします。

平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
「第1期桜川市障害福祉計画」			「第2期桜川市障害福祉計画」			「第3期桜川市障害福祉計画」			
「桜川市障害者計画」									
「いばらき障害者いきいきプラン」(平成15年度～平成24年度)									
「障害者基本計画(国)」(平成15年度～平成24年度)									

第5節 第3期計画策定における留意点

国の基本指針、県の基本的な考え方を踏まえ、以下の点に留意します。

(1) 第3期計画に向けた考え方

第2期計画の策定に関して国が基本指針において示した障がい福祉サービスの見込み量及び数値目標の考え方は、基本的には第3期計画の策定に当たっても変更はありません。

(2) 第3期計画に向けた主な変更ポイント

(ア) 平成26年度末の数値目標の設定において、「退院可能精神障害者の地域生活への移行」については、第3期計画では定めないこととし、新たに「就労移行支援事業の利用者数」と「就労継続支援(A型)事業の利用者の割合」を設定すること。

(イ) 障がい福祉サービスの見込み量に関して、訪問系サービスに「同行援護」が加わり、日中活動系サービスの「児童デイサービス」が削除され、相談支援が「計画相談支援」、「地域移行支援」、「地域定着支援」に変更されたこと。

平成 18 年度 平成 19 年度 平成 20 年度 平成 21 年度 平成 22 年度 平成 23 年度

新サービス体系へ移行

第 1 期計画期間	第 2 期計画期間
○障害福祉計画策定（都道府県、市町村） ○基本指針に則して、平成 23 年度を目標とし、地域の実情に応じ、目標及びサービス見込み量の数値を設定	○第 1 期計画期間の実績を踏まえ、第 2 期計画を策定 ①第 1 期計画の進捗状況等の分析・評価 ②第 2 期計画における課題の整理 ③課題を踏まえた着実なサービス基盤整備に対する取組みの推進 これらを念頭に置きつつ、数値目標及びサービス見込み量を適切に設定

平成 24 年度

平成 25 年度

平成 26 年度

地域移行・新体系への円滑な移行

第 3 期計画期間	平成 26 年度の数値目標等
○第 1 期、第 2 期計画期間の実績を踏まえ、第 3 期計画を策定 ①第 1 期、第 2 期計画の進捗状況等の分析・評価 ②第 3 期計画における課題の整理 ③課題を踏まえた着実なサービス基盤整備に対する取組みの推進 ④障害者自立支援法改正により見直される制度（サービス）の把握及びその反映 これらを念頭に置きつつ、数値目標及びサービス見込み量を適切に設定	平成 26 年度の数値目標等

第 3 期計画における「障がい」の表記について

かつて「障害」という単語は、「障碍」と表記されていました。しかし、身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)制定の際に、「碍」の字が当用漢字表(昭和 21 年 11 月 16 日官報号外内閣告示第 32 号)から漏れていたことから使用できないため、代わりに同じ音の「害」の字が使用されることになりました。

しかし、この「害」とは、物事を「傷つける」という他動詞的な漢字であり、他に対して危害を与えるという意味を持つことから、この漢字を含む単語は、「害虫」「災害」「公害」など否定的で悪いイメージを与えてしまいます。

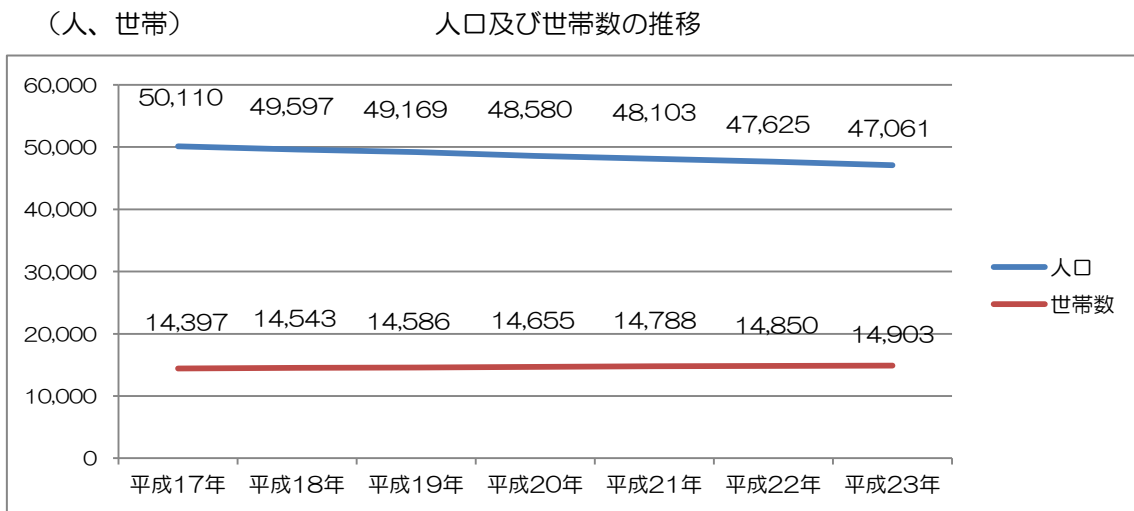
そのため、全国の都道府県や市町村で「害」を「がい」と表記する動きが広がっています。一般的に、「障害物」という人を表す言葉は「障がいのある人(方)」と表記し、「障害」は「障がい」と表記されています。ただし、法律名や法律等で使用されている用語などは「障害」と表記されています。

第2章 障がいのある人を取り巻く状況

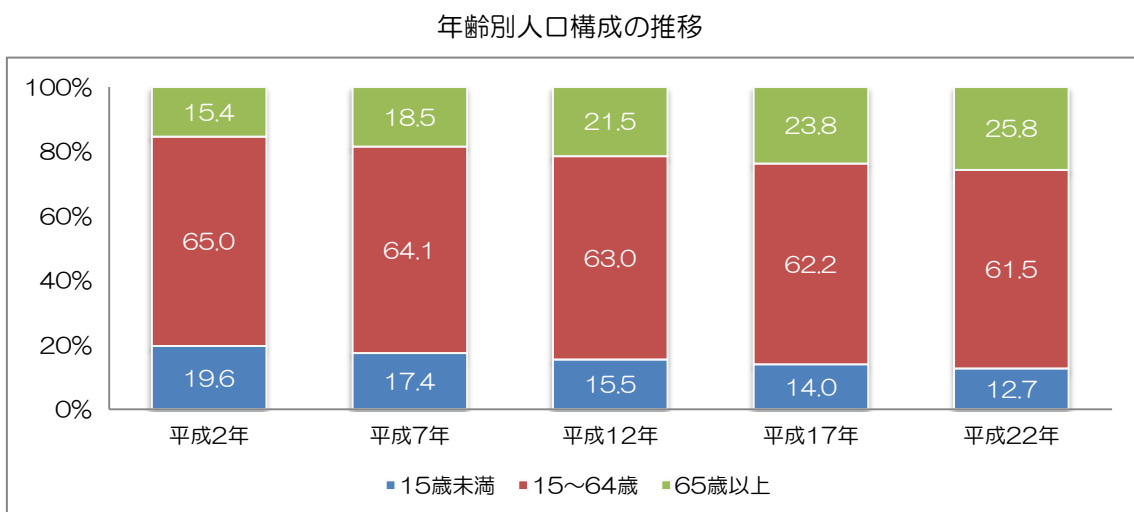
第1節 市の人口・世帯数の推移

1. 人口と世帯数の推移

本市の人口は、平成17年の50,110人から平成23年の47,061人と6年間で3,049人の減少となっています。しかし、世帯数は、平成17年の14,397世帯から平成23年度の14,903世帯と506世帯増加しており、核家族化が進んでいる状況にあります。また、65歳以上の高齢者人口は、平成22年国勢調査で、25.8%を占め、高齢者人口の占める割合が増える傾向にあります。



(資料：住民基本台帳、各年3月31日現在)



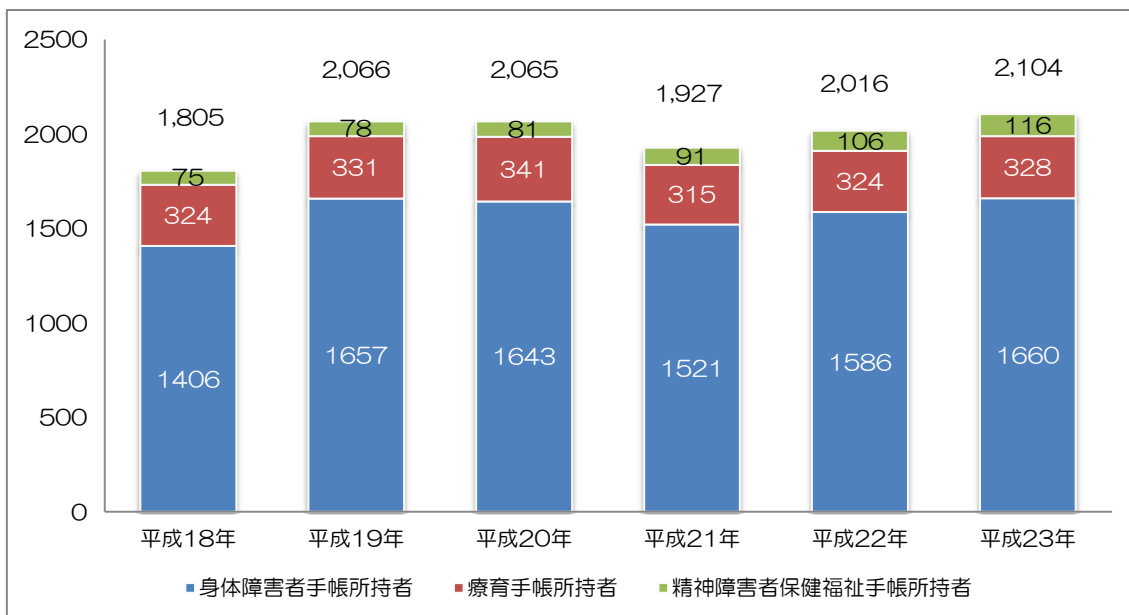
(資料：国勢調査)

第2節 障がいのある人の現状

1. 障害者手帳所持者の内訳

障害者手帳所持者は、近年増加し、平成21年に一時的に減少しましたが、平成22年には2,000人を超え、増加傾向を示しています。特に、精神障害者保健福祉手帳所持者については、年々増加しています。

障害者手帳所持者の推移 (各年3月31日現在、単位：人)



(資料：市社会福祉課)

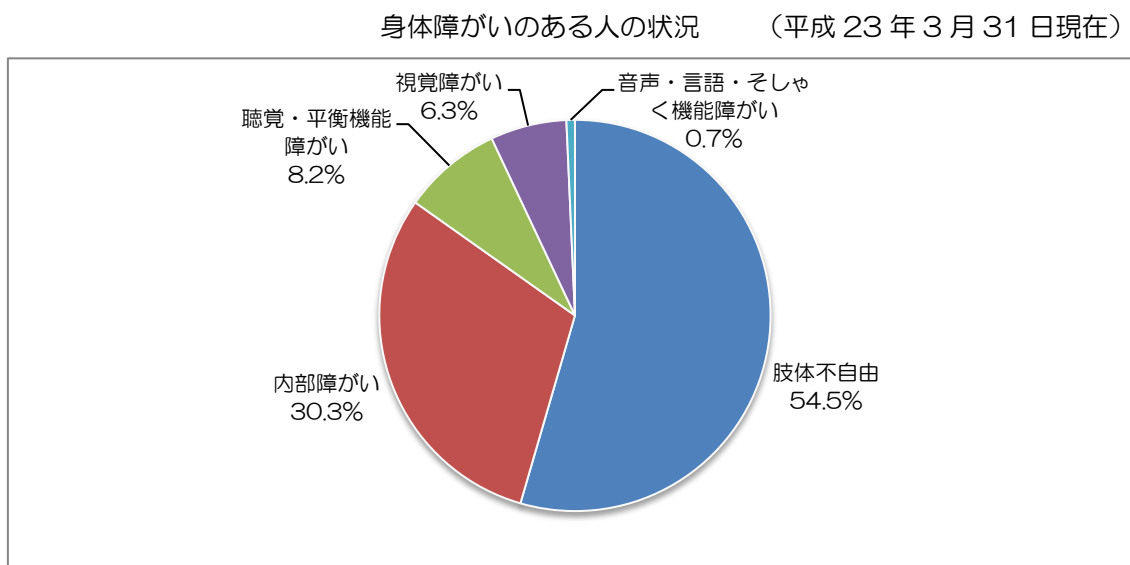
(平成23年3月31日現在)

身体障害者手帳所持者		療育手帳所持者		精神障害者保健福祉手帳所持者	
1 級	601	OA (最重度)	66	1 級	27
2 級	334	A (重度)	97	2 級	69
3 級	252	B (中度)	106	3 級	20
4 級	297	C (軽度)	59		
5 級	93				
6 級	83				
合計	1,660	合計	328	合計	116

(資料：市社会福祉課)

2. 身体障がいのある人の状況

身体障がいのある人の障がいの部位については、5割以上の方が「肢体不自由」、次いで3割の方が「内部障がい」となっています。



(資料：市社会福祉課)

3. 自立支援医療（精神通院）受給者の状況

自立支援医療（精神通院）の受給者は、平成 20 年に大幅に減少しましたが、平成 21 年以降増加傾向にあります。

(各年 3 月 31 日現在、単位：人)

	平成 17 年	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年
自立支援医療（精神通院）受給者数	228	283	342	282	287	308	325

(資料：市社会福祉課)

4. 特定疾患医療給付受給者の状況

特定疾患医療給付受給者については、平成 19 年から横ばいで推移していましたが、平成 22 年から増加傾向にあります。また、小児慢性特定疾患医療給付受給者については、平成 20 年以降大幅に減少しています。

(各年 3 月 31 日現在、単位：人)

	平成 17 年	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年
特定疾患医療給付受給者	170	168	183	181	178	198	212
小児慢性特定疾患医療給付受給者	224	224	195	129	67	53	42

(資料：市社会福祉課)

5. 障がいのある人の就学の状況

桜川市内の小・中学校では、平成 23 年 5 月現在、特別支援学級を小学校に 18 クラス、中学校に 14 クラス設置しています。区分別在学者数でみると、自閉症あるいは情緒が不安定な児童・生徒が増えている傾向にあります。

◆特別支援学級の状況

(単位:人)

区 分		平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年
小学校	学校数	11	11	11
	特別支援学級数	17	18	18
中学校	学校数	5	5	5
	特別支援学級数	12	13	14
合 計	学校数	16	16	16
	特別支援学級数	29	31	32

資料：教育委員会（各年 5 月 1 日現在）

◆特別支援学級の区分別在学者数

(単位:人)

区 分		平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年
小学校	言語学級	9	10	8
	知的学級	25	22	22
	自閉症・情緒学級	22	30	30
	合 計	56	62	60
中学校	言語学級	3	5	5
	知的学級	9	12	10
	自閉症・情緒学級	22	19	24
	合 計	34	36	39
合 計	言語学級	12	15	13
	知的学級	34	34	32
	自閉症・情緒学級	44	49	54
	合 計	90	98	99

《養護学校への通学者数》

(単位:人)

学校名		平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年
協和養護学校	小学部	15	14	13
	中学部	12	13	15
	高等部	21	23	17
	合 計	48	50	45
下妻養護学校	小学部	3	3	1
	中学部	0	0	1
	高等部	2	1	1
	訪 問	2	2	1
	合 計	7	6	4
友部養護学校	小学部	0	0	0
	中学部	2	3	0
	高等部	2	2	3
	合 計	4	5	3
水戸高等養護学校	高等部	3	1	1
	合 計	3	1	1
合 計	小学部	18	17	14
	中学部	14	16	16
	高等部	28	27	22
	訪 問	2	2	1
	合 計	62	62	53

第3節 アンケート調査結果の概要

【調査の概要】

1. 調査の目的

市内在住の身体障がい、知的障がい、精神障がいのある人を対象に、障がい福祉サービスについてのニーズや意識、より良いまちづくりに向けた意見を把握し、本計画策定の基礎資料とすることを目的として実施しました。

2. 調査内容

- (1) 身体障がい、知的障がい、精神障がいのある人の状況
- (2) その家族又は介助者の状況
- (3) その他障がい福祉に関すること

3. 調査設計

- (1) 調査地域：桜川市全域
- (2) 調査対象：桜川市在住の身体障がい、知的障がい、精神障がいのある人
- (3) 調査方法：身体障がい、知的障がい、精神障がいのある人について 1,000 人を抽出
- (4) 調査手段：郵送配布・郵送回収
- (5) 調査期間：2011 年（平成 23 年）8 月

4. 回収結果

調査対象	対象者数(人)	調査数(人)	回収数(人)	回収率(%)
身体障がいのある人	1,660	640	287	44.8
知的障がいのある人	328	180	54	30.0
精神障がいのある人	325	180	71	39.4
合 計	2,313	1,000	412	41.2

5. 集計結果の見方

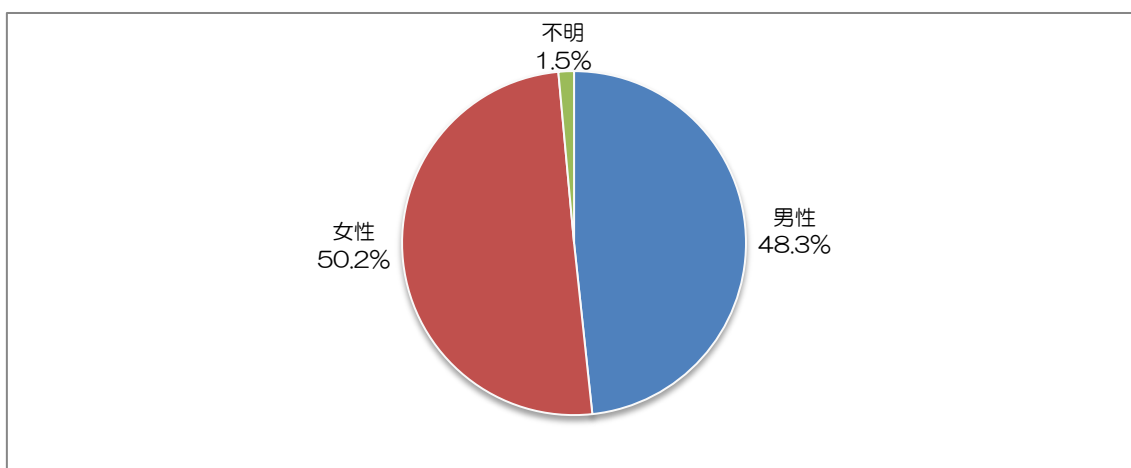
- (1) 小数点第 2 位を四捨五入し、構成比率 (%) で小数点第 1 位までを表示しているため、合計が 100%にならない場合があります。
- (2) 「N」は、その設問に回答した回答者の総数を示しています。
- (3) 「SA」は単数回答で、各設問について 1 つの回答を示しています。
- (4) 「MA」は複数回答で、各設問に対して複数の回答を示しています。
- (5) クロス集計に関しては、表側の「不明」の場合を省いた部分について表示しています。

【調査結果の概要】

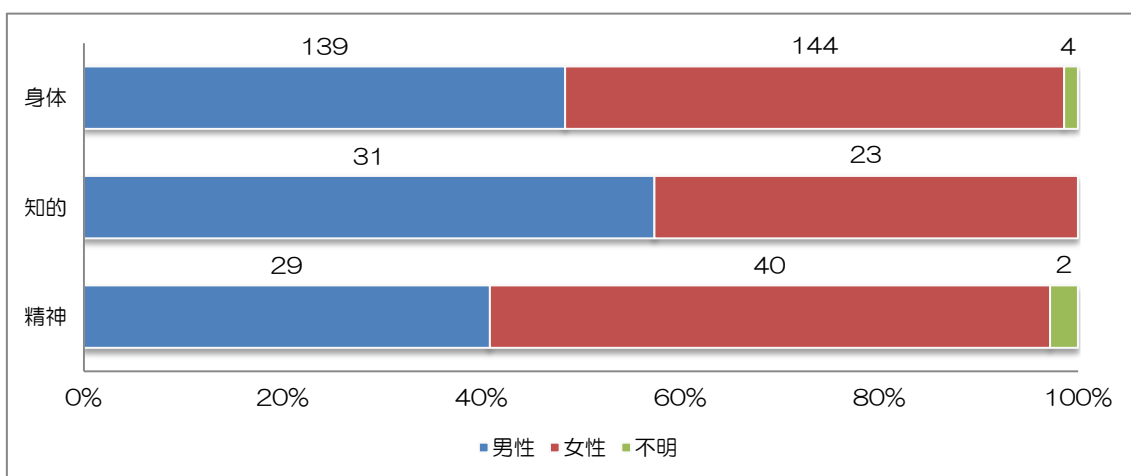
1. 性別

回答者の性別は、男性 48.3%、女性が 50.2%となっています。身体障がい及び精神障がいのある人では女性、知的障がいのある人では男性の割合が高くなっています。

性別(SA) N=412



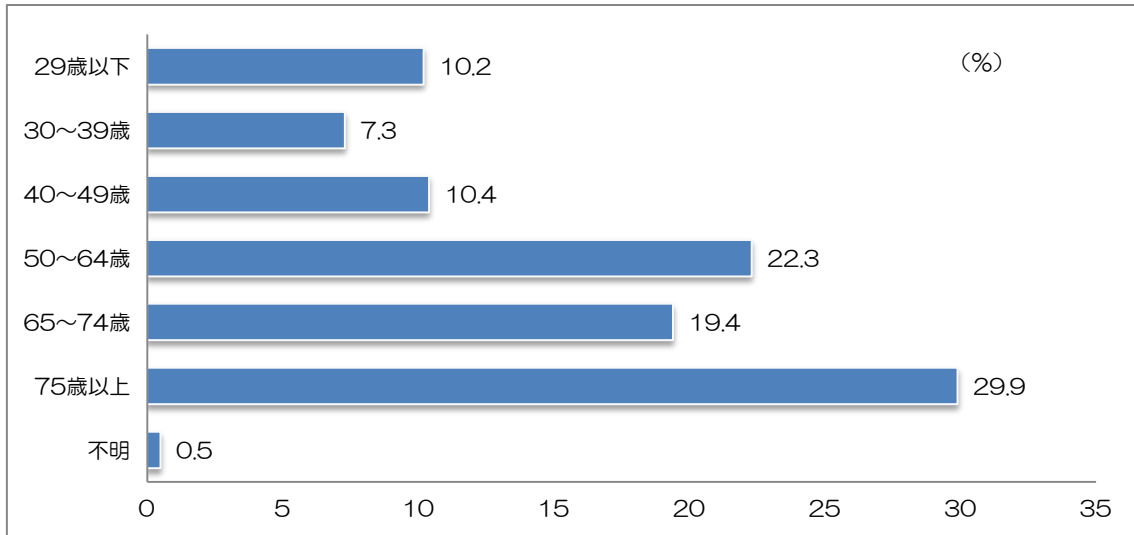
性別クロス



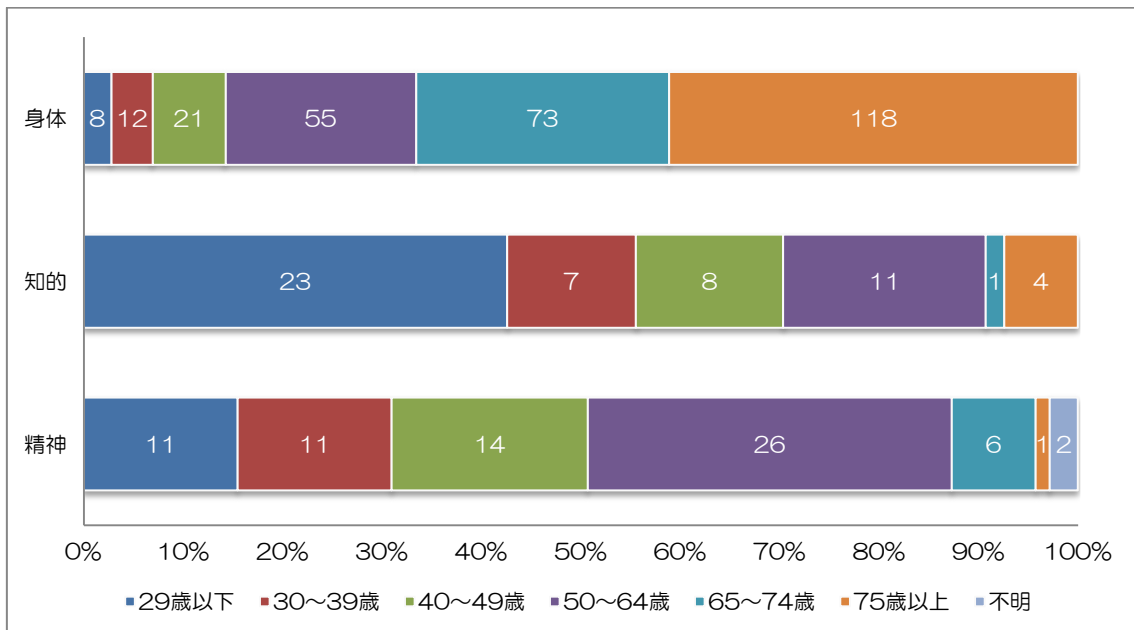
2. 年齢

年齢は、50歳以上の方が7割超となっており、75歳以上の方が約3割を占めています。身体障がいのある人の4割以上が75歳以上となっています。知的障がいのある人は29歳以下の方が4割を超えています。

年齢(SA) N=412



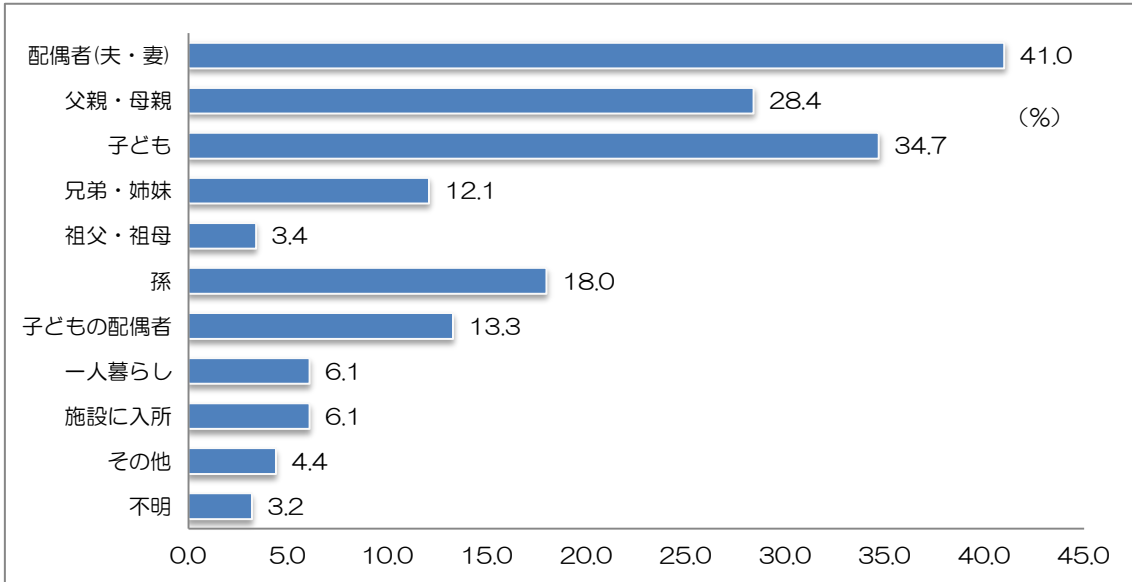
年齢別クロス



3. 同居者

同居者は、「配偶者(夫・妻)」の割合が4割を超え、「子ども」「父親・母親」が、約3割と高くなっています。

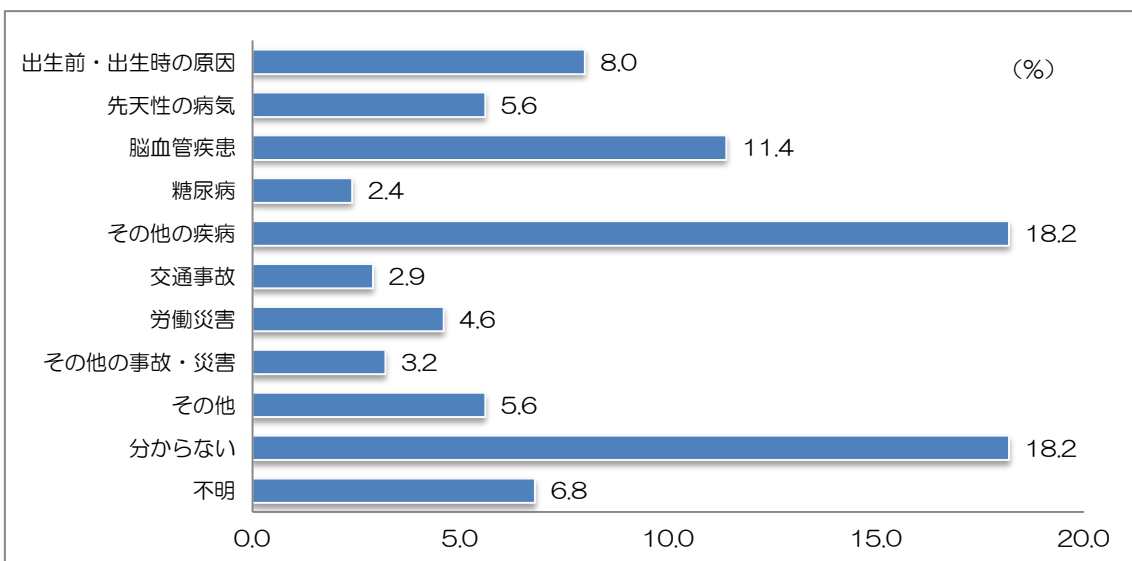
同居者(MA) N=412



4. 障がいの原因

障がいの原因については、「その他の疾病」や「脳血管疾患」など、疾病によるものが上位を占めています。

障がいの原因(MA) N=412

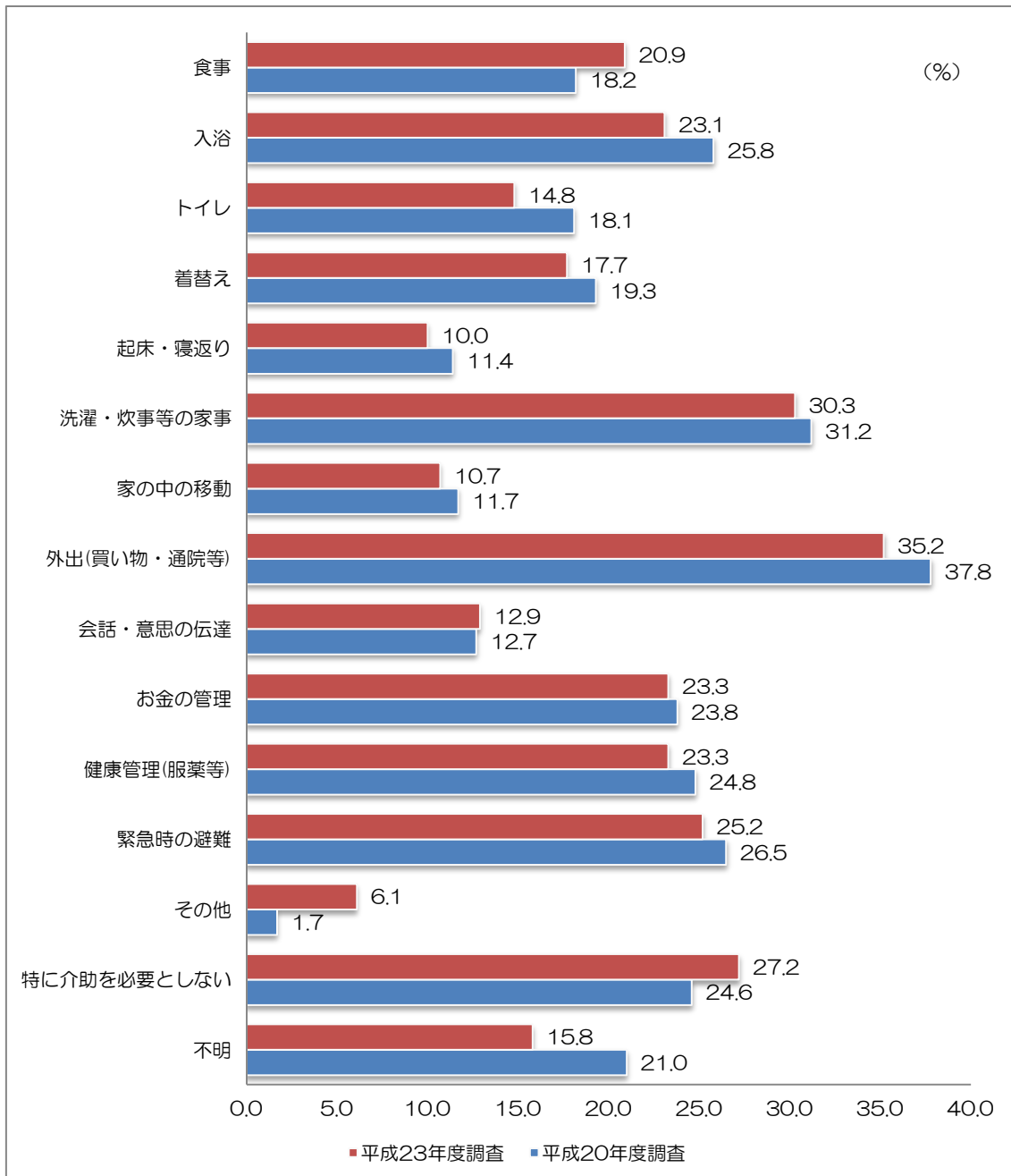


※ 精神障がいについては、障がいの原因についての質問はありません。

5. 必要とする介助・手助け

必要とする介助・手助けは、「外出(買い物・通院等)」が35.2%、次いで「洗濯・炊事等の家事」、「緊急時の避難」、「お金の管理」、「健康管理(服薬等)」、「入浴」の順で多く、前回(平成20年度)調査とほぼ同様の結果となっています。

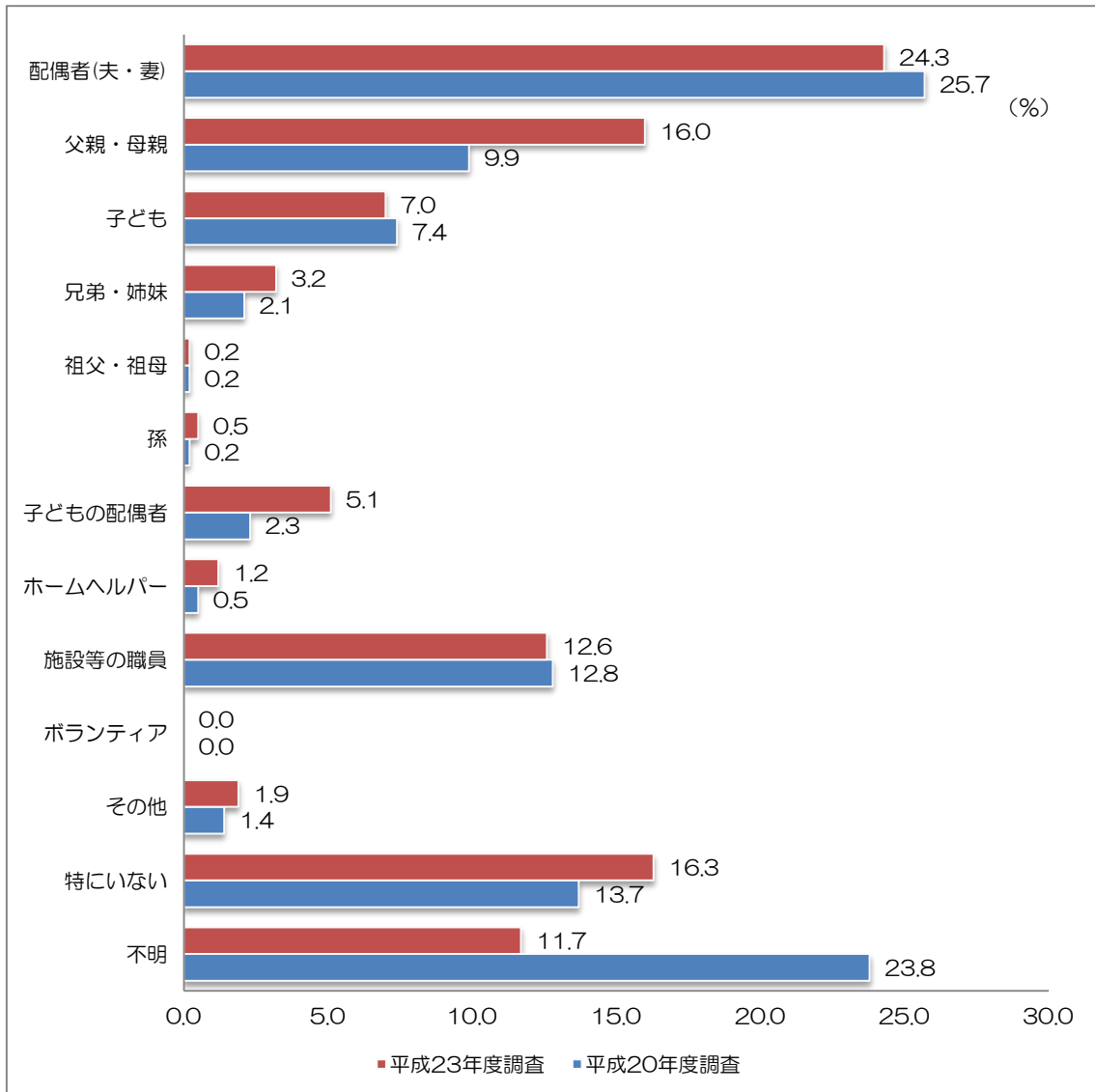
必要とする介助・手助け(MA) N=412 (平成20年度調査964)



6. 主な介助者

主な介助者は、「配偶者(夫・妻)」が2割を超えて最も多く、次いで「父親・母親」、「施設等の職員」、「子ども」の順となっています。前回(平成20年度)調査よりも、「子どもの配偶者」が2.2倍、「父親・母親」が1.6倍と大きな伸びを示しています。

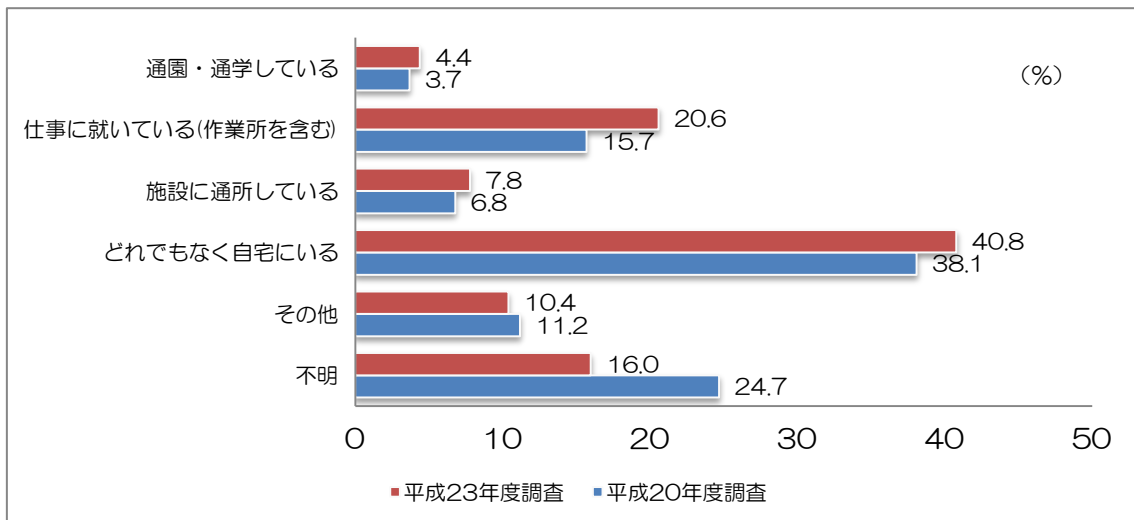
主な介助者(SA) N=412 (平成20年度調査964)



7. 就学・就労の状況

就学・就労の状況は、「どれでもなく自宅にいる」が約4割、次いで「仕事に就いている(作業所を含む)」が約2割となっています。前回(平成20年度)調査より、「どれでもなく自宅にいる」が若干増えていますが、「仕事に就いている(作業所を含む)」についても4.9ポイントの伸びを示しています。

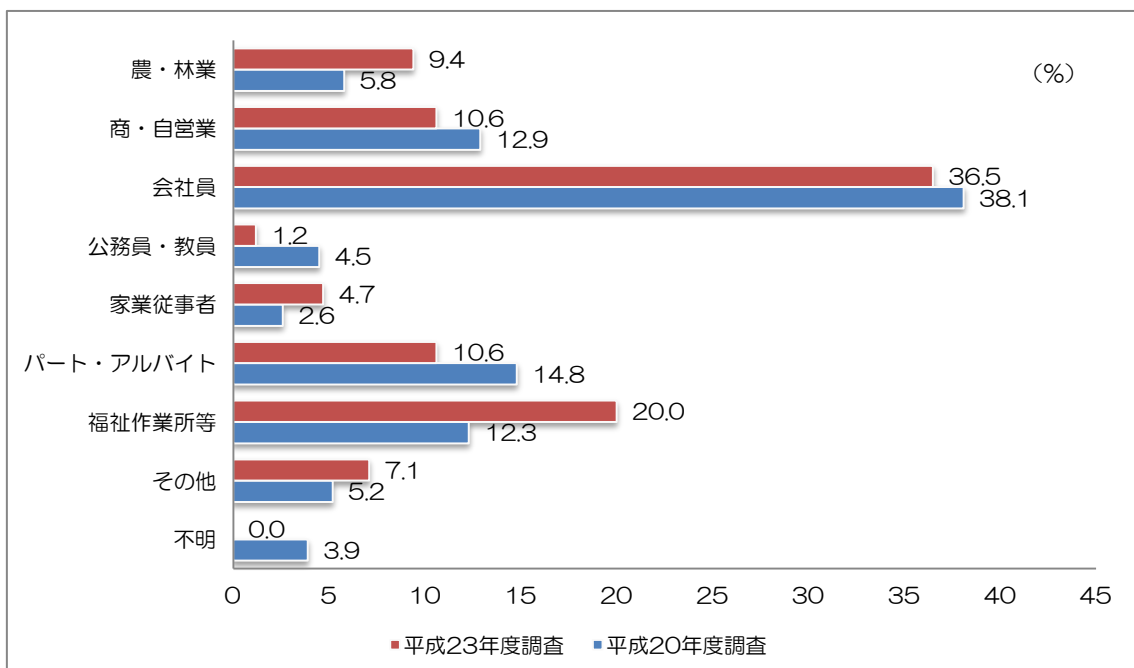
就学・就労の状況 (MA) N=412 (平成20年度調査 964)



8. 仕事先

仕事先は、「会社員」が3割以上で、「福祉作業所等」、「商・自営業」、「パート・アルバイト」の順となっています。前回(平成20年度)調査より「福祉作業所等」が1.6倍と大きな伸びを示しています。

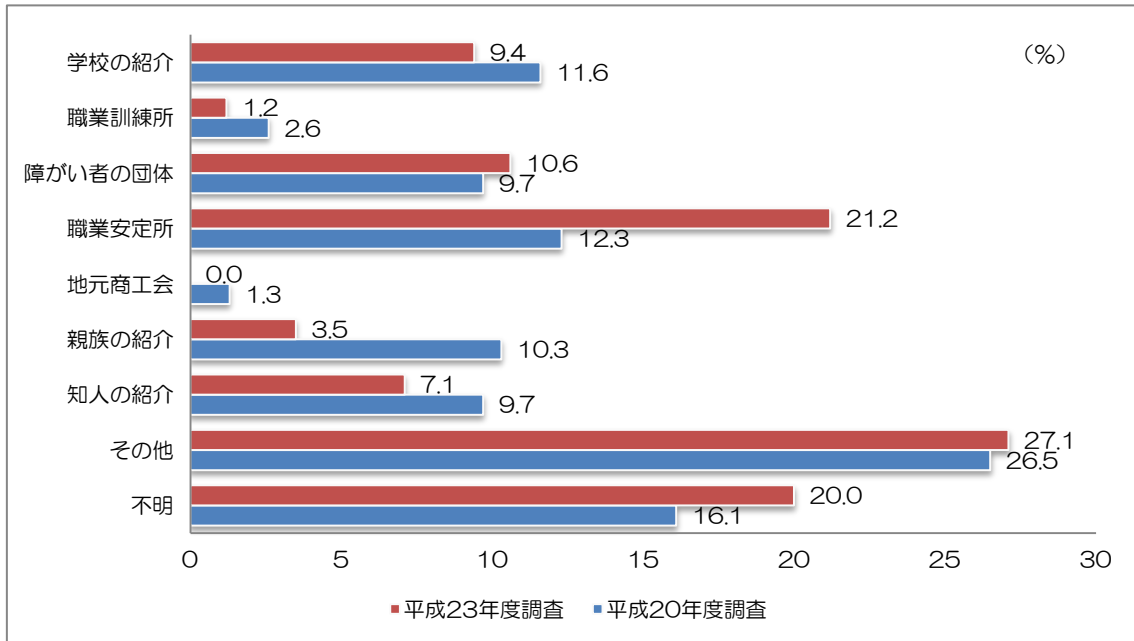
仕事先 (SA) N=85 (平成20年度調査 155)



9. 仕事に就くきっかけ

仕事に就くきっかけは、「職業安定所」が2割を超え、「障がい者の団体」、「学校の紹介」の順となっています。「職業安定所」の軒数を仕事に就くきっかけとした人が前回(平成20年度)調査より1.7倍と大きな伸びを示しています。

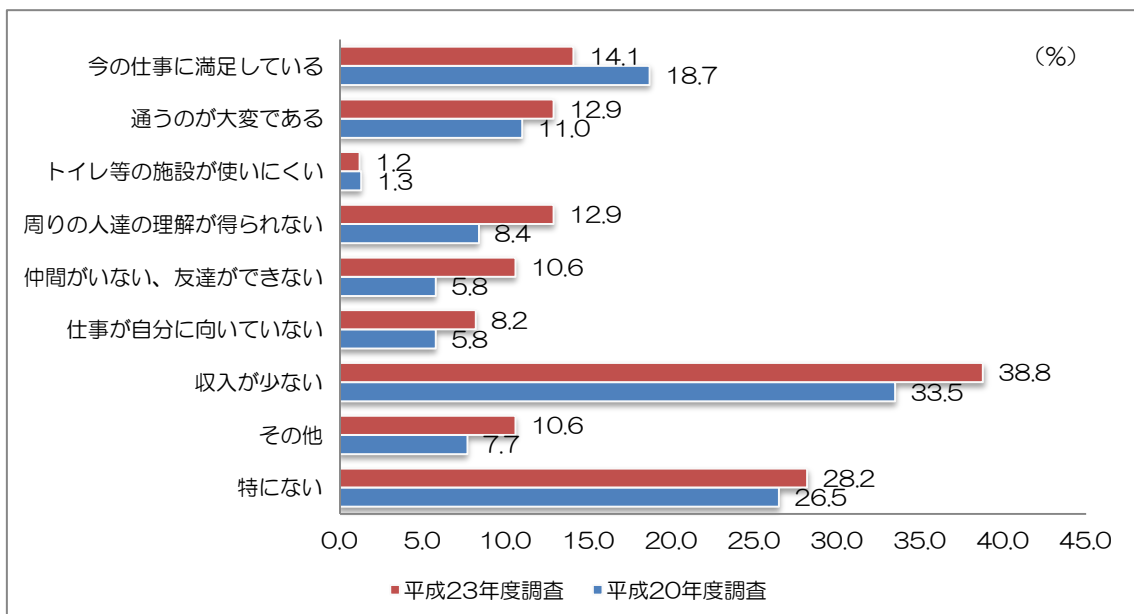
仕事に就くきっかけ (SA) N=85 (平成20年度調査 155)



10. 仕事で困っていること

仕事で困っていることは、約4割の人が「収入が少ない」と答えています。また、「今の仕事に満足している」人の割合が前回(平成20年度)調査より減少しています。

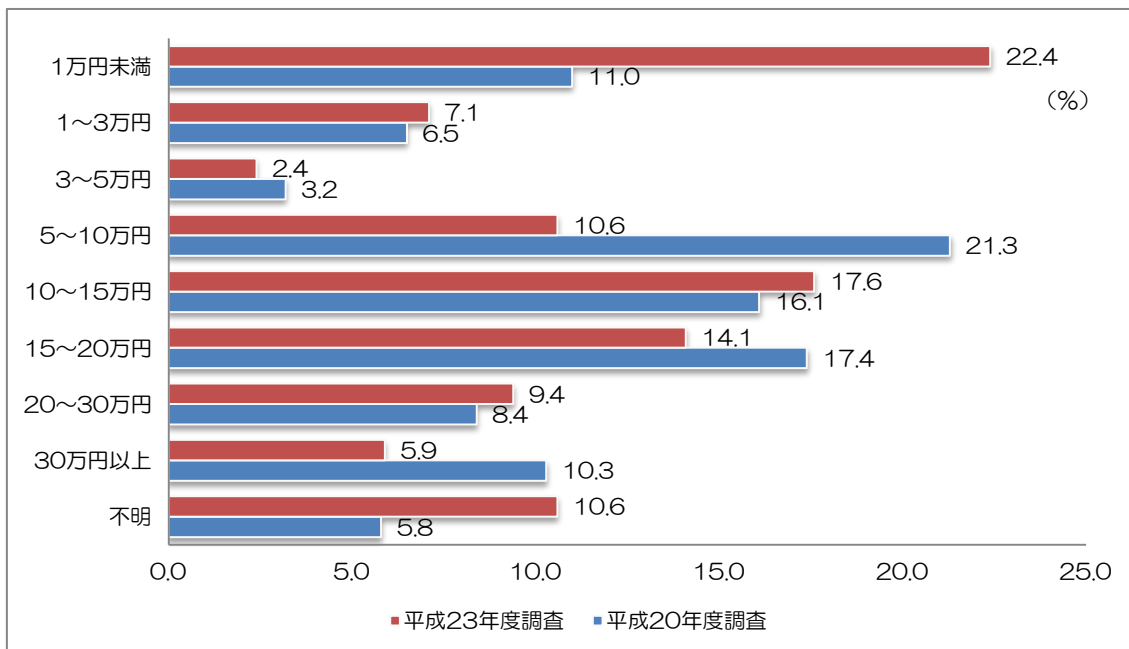
仕事で困っていること (MA) N=85 (平成20年度調査 155)



1.1. 仕事の月収

仕事の月収は、前回(平成 20 年度)調査より、「5～10 万円」の人が半減し、「1 万円未満」の人が倍増するという結果となっています。

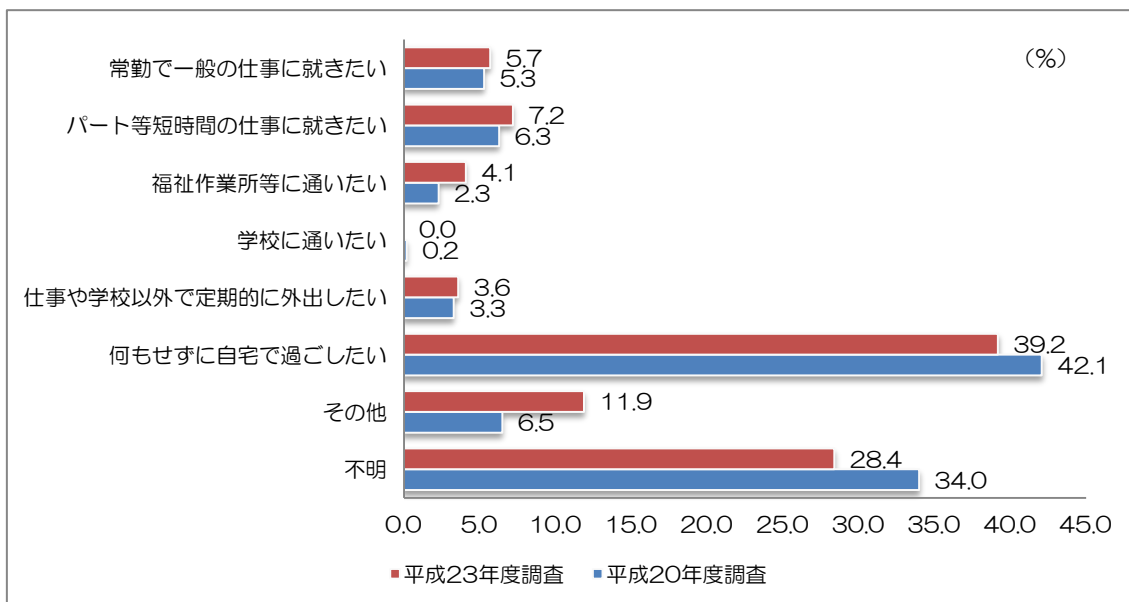
仕事の月収 (MA) N=85 (平成 20 年度調査 155)



1.2. 今後の就学・就労について

今後の就学・就労については、「何もせず自宅で過ごしたい」が約 4 割を占めますが、「パート等短時間の仕事に就きたい」、「常勤で一般の仕事に就きたい」、「福祉作業所等に通いたい」が前回(平成 20 年度)調査よりやや高くなっています。

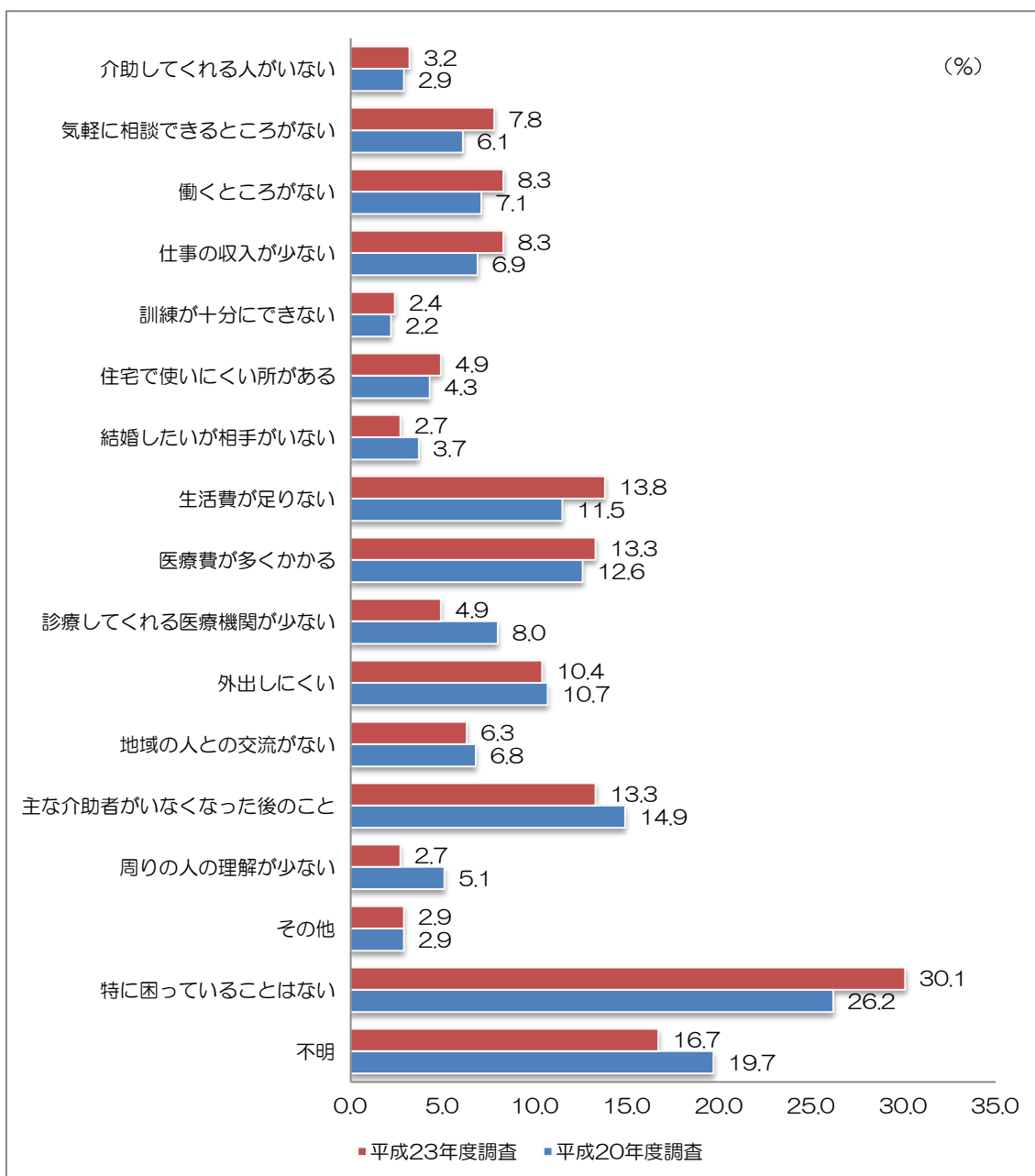
今後の就学・就労について (SA) N=194 (平成 20 年調査 430)



1.3. 生活で困っていること・悩んでいること

生活で困っていることや悩んでいることについては、「生活費が足りない」が最も多く、次いで「医療費が多くかかる」、「主な介助者がいなくなった後のこと」となっています。また、「気軽に相談できるところがない」、「働く所がない」、「仕事の収入が少ない」等が前回(平成20年度)調査より、やや伸びています。

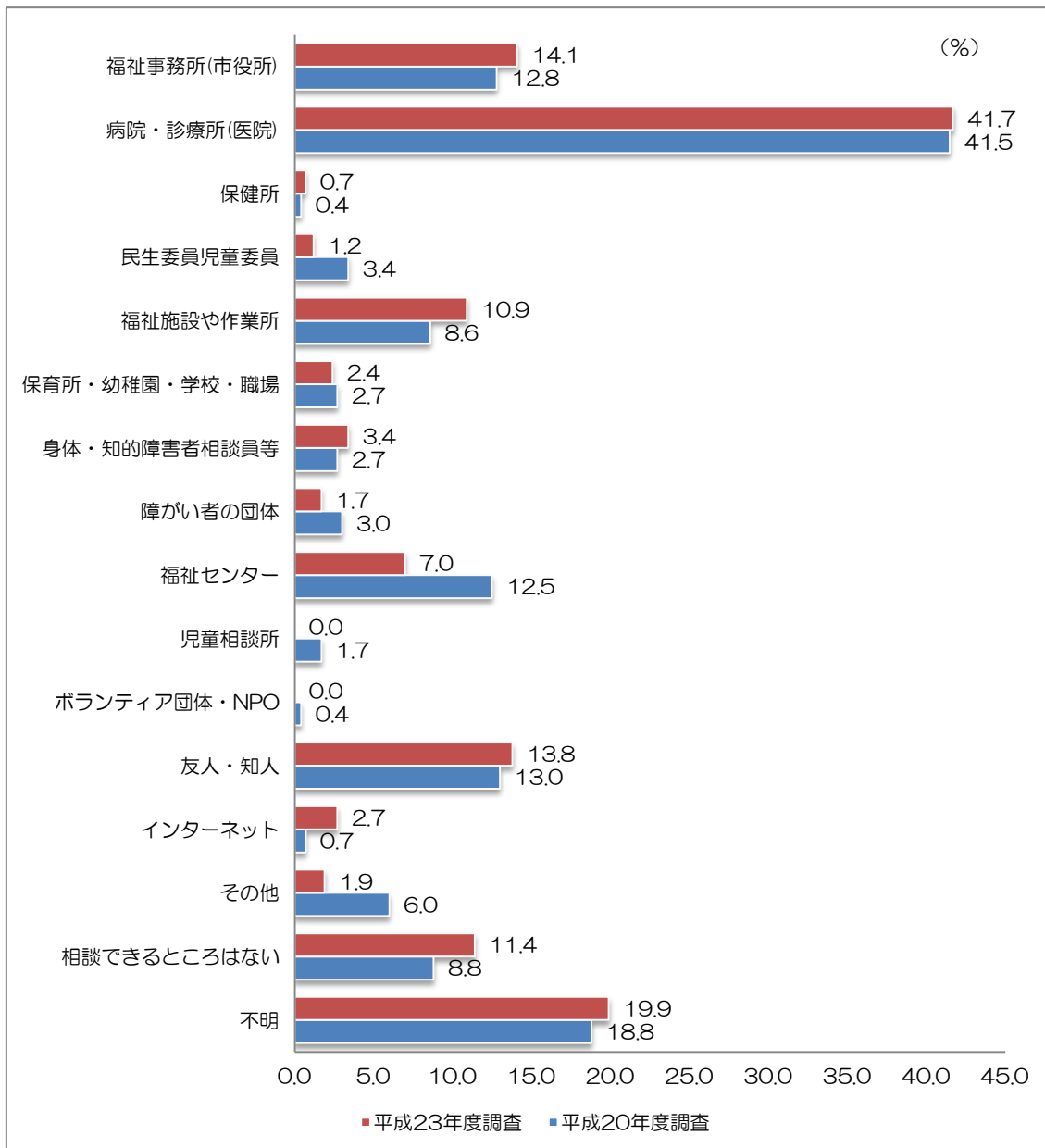
生活で困っていること・悩んでいること (MA) N=412 (平成20年度調査 964)



14. 相談場所・相手

相談場所や相手については、「病院・診療所(医院)」が4割を超え最も多く、次いで「福祉事務所」、「友人・知人」、「福祉施設や作業所」となっています。

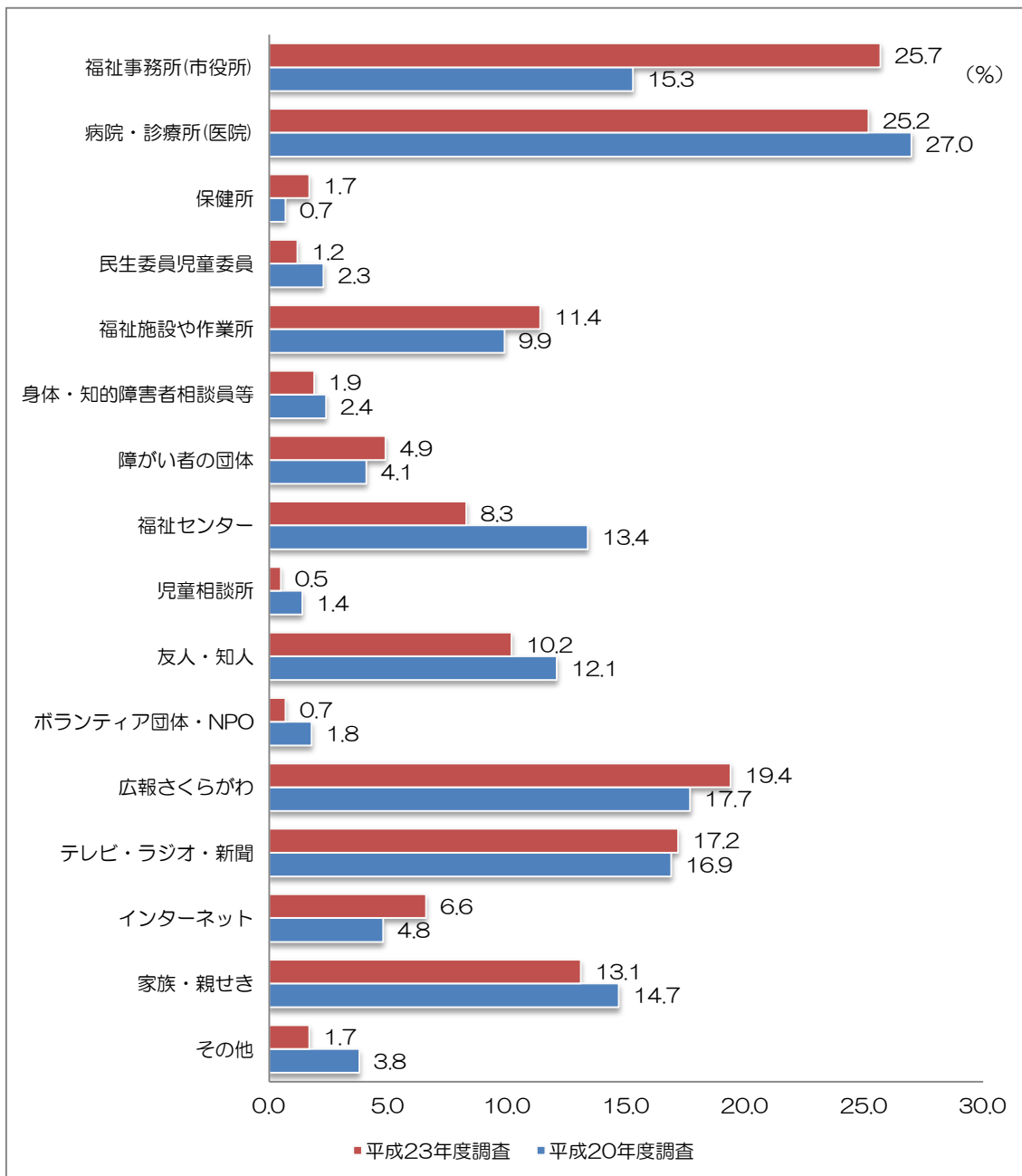
相談場所・相手 (MA) N=412 (平成20年度調査 964)



15. 福祉の情報源

福祉の情報源は、4人に1人の人が「福祉事務所」、「病院・診療所(医院)」をあげており、次いで「広報さくらがわ」、「テレビ・ラジオ・新聞」、「家族・親せき」の順となっています。

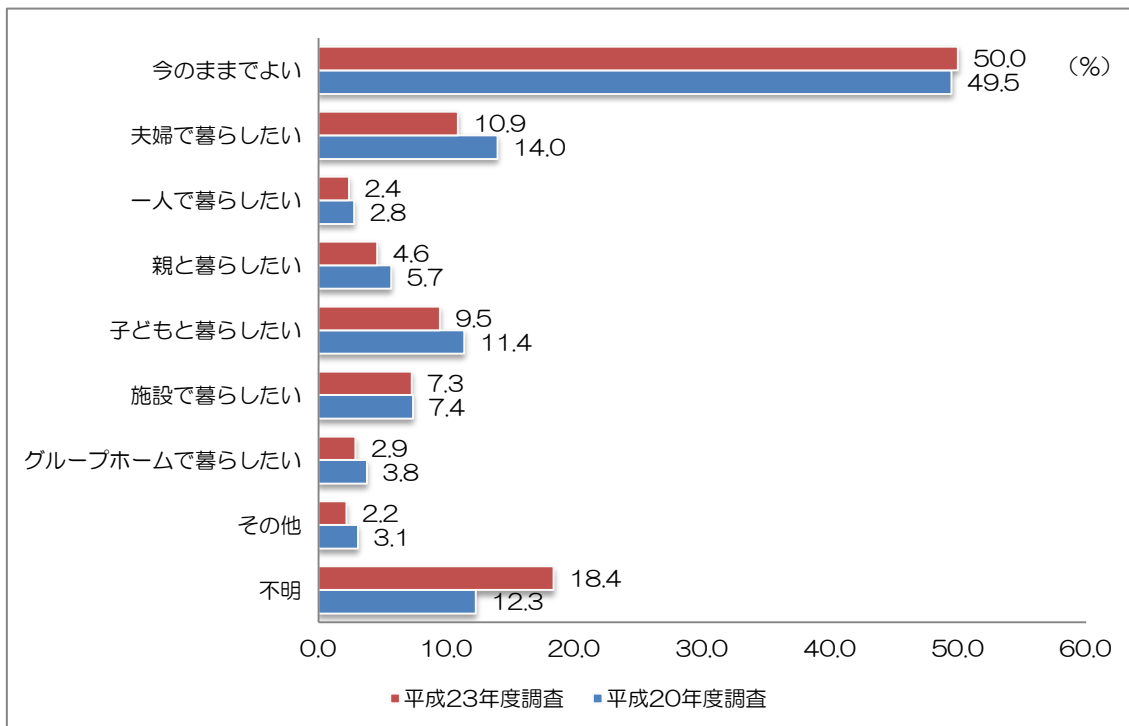
福祉の情報源 (MA) N=412 (平成20年度調査964)



16. 将来の暮らし方

将来の暮らし方については、前回(平成20年度)調査同様に「今のままでよい」が半数を占めています。前回調査より「不明」が増えている分、他の項目については減少しています。

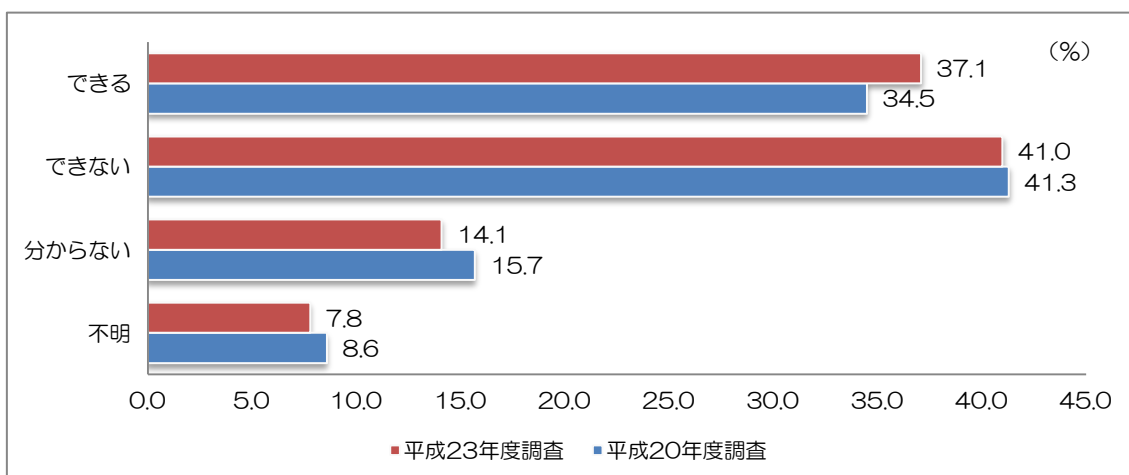
将来の暮らし方 (MA) N=412 (平成20年度調査 964)



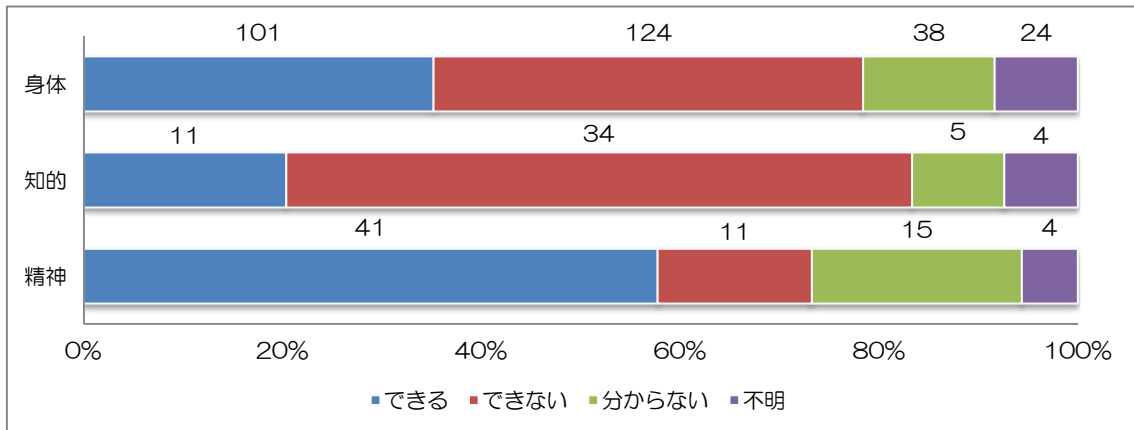
17. 災害発生時の避難

災害発生時の避難については、「できない」が「できる」をやや上回っています。また、知的障がいのある人のうち「できない」という人の割合が6割を超えています。

災害時に一人で避難できるか (MA) N=412 (平成20年度調査 964)



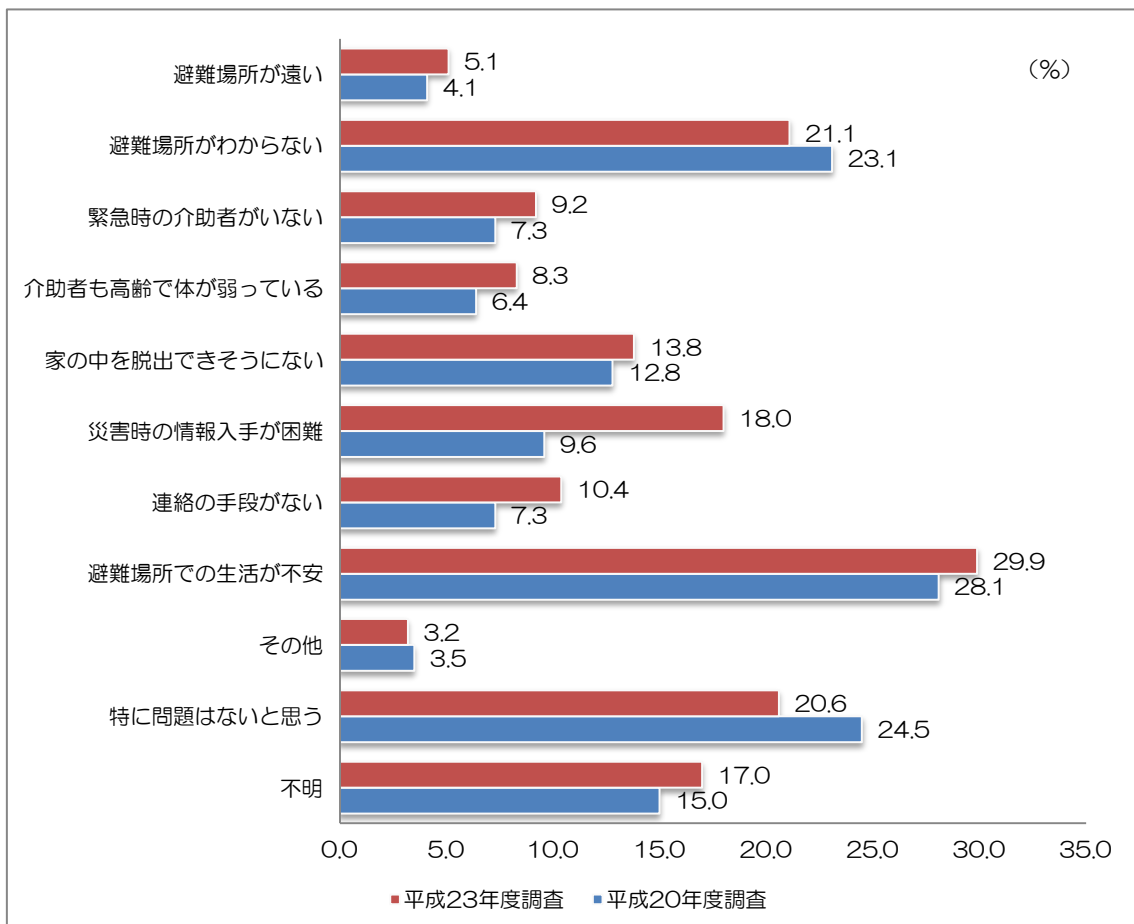
災害時に一人で避難できるか N=412 (平成 20 年度調査 964)



18. 避難の際に困ること

避難の際に困ることでは、「避難場所での生活が不安」が約 3 割で最も多く、次いで「避難場所がわからない」、「災害時の情報入手が困難」となっています。「災害時の情報入手が困難」については、前回(平成 20 年度)調査より、約 2 倍の人が避難の際の困ることにあげています。

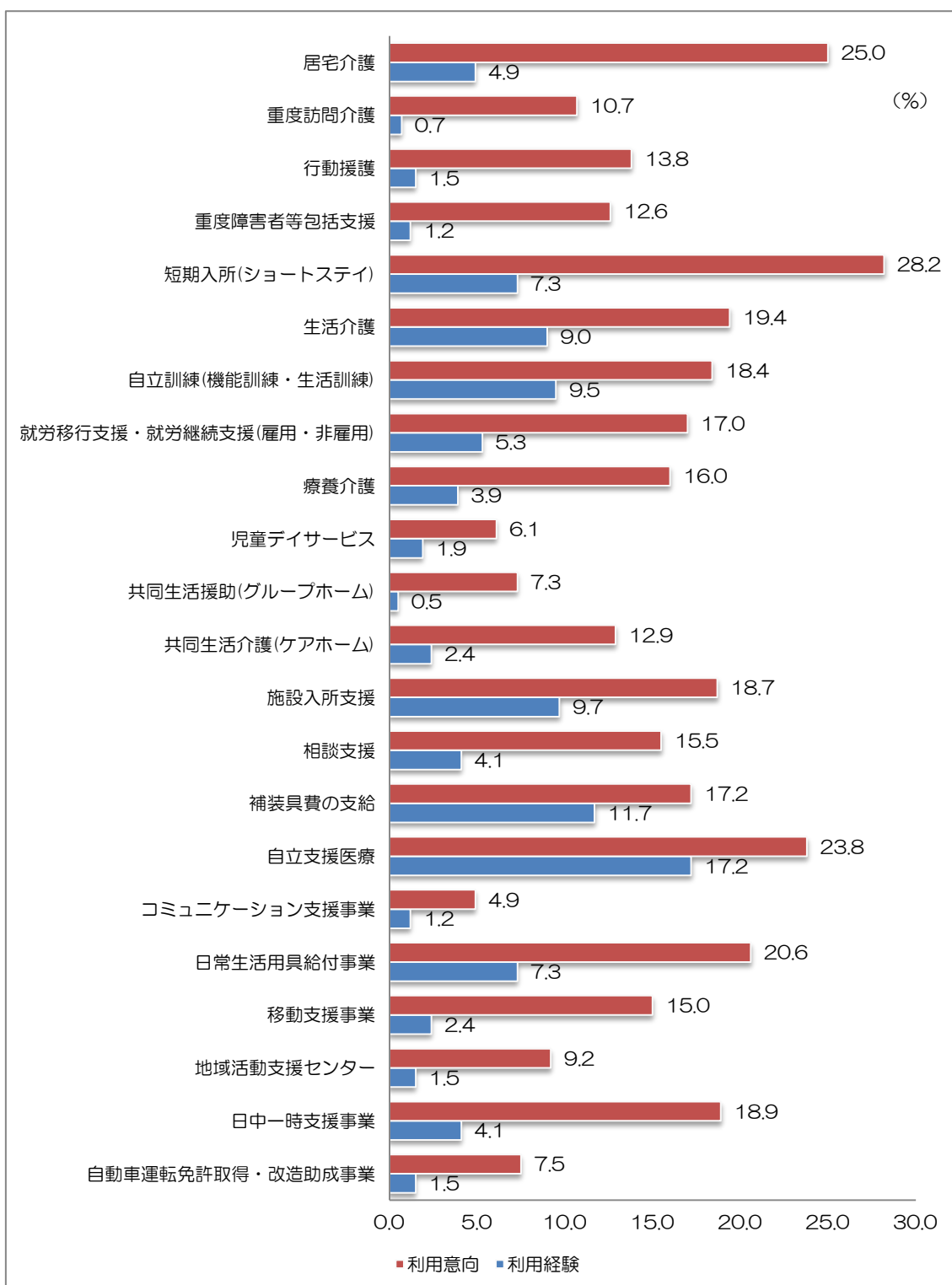
避難の際に困ること (MA) N=412 (平成 20 年度調査 964)



19. 各種サービスの利用経験と利用意向

平成23年度調査で各種サービスについて、利用経験が多いのは、「自立支援医療」、「補装具費の支給」、「施設入所支援」、「自立訓練(機能訓練・生活訓練)」等で、今後の利用意向については、「短期入所(ショートステイ)」、「居宅介護」、「自立支援医療」、「日常生活用具給付事業」が上位となっています。

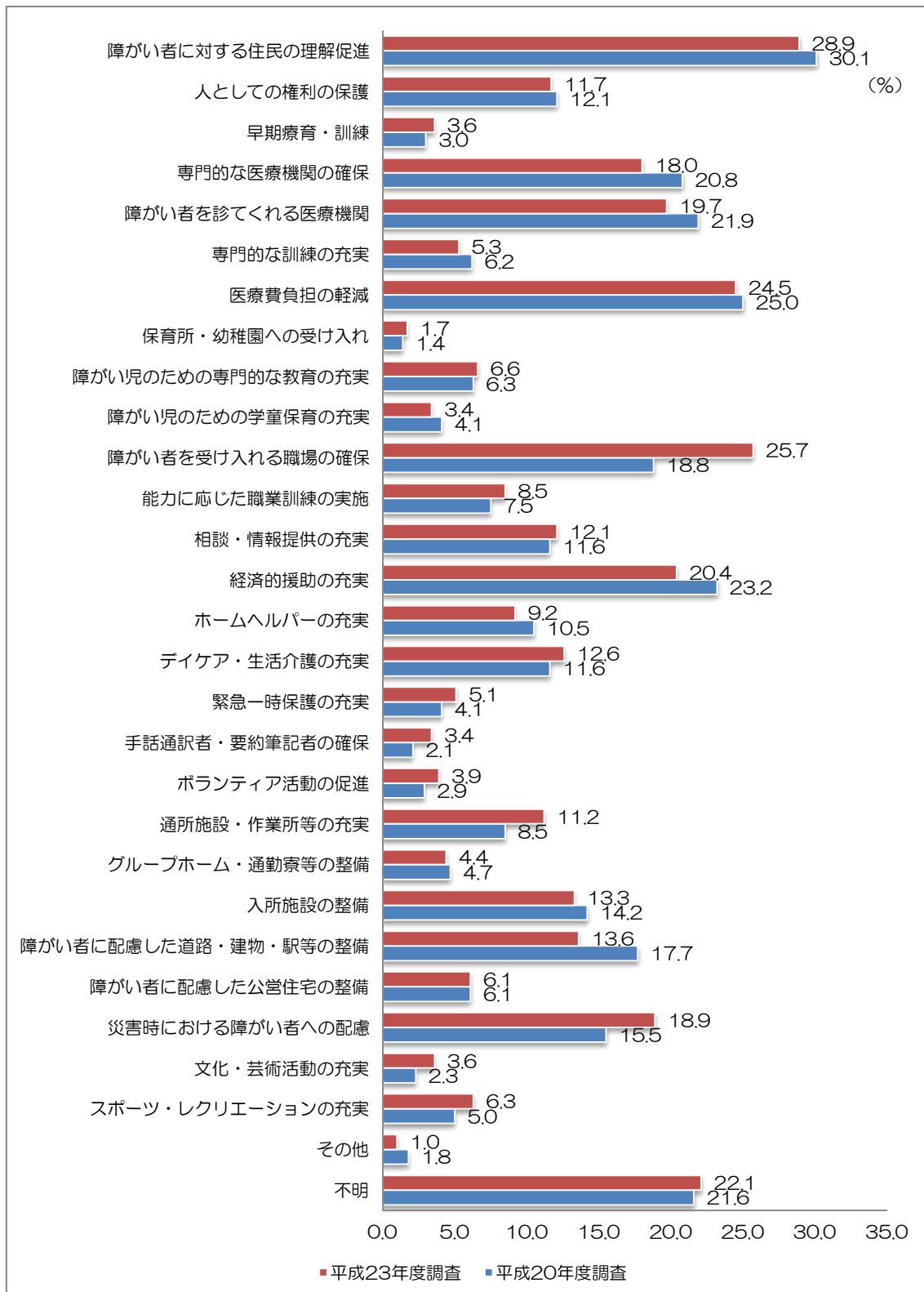
各種サービスの利用経験と利用意向



20. 重点的に進めるべき施策

今後、重点的に進めるべき施策としては、「障がい者に対する住民の理解促進」をはじめ、「障がい者を受け入れる職場の確保」、「医療費負担の軽減」、「経済的援助の充実」が上位を占めています。

重点的に進める施策（MA）N=412（平成20年度調査964）



第3章 計画の基本理念・目標

第1節 基本理念

本計画では、平成20年3月に策定した桜川市障害者計画にあわせ、ノーマライゼーションの考え方に基づき、障がいのある人もない人も等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重され、ともに生きる地域社会の実現を目指すことを基本理念とします。

計画の基本理念

「ともに生きる地域社会の実現をめざして」

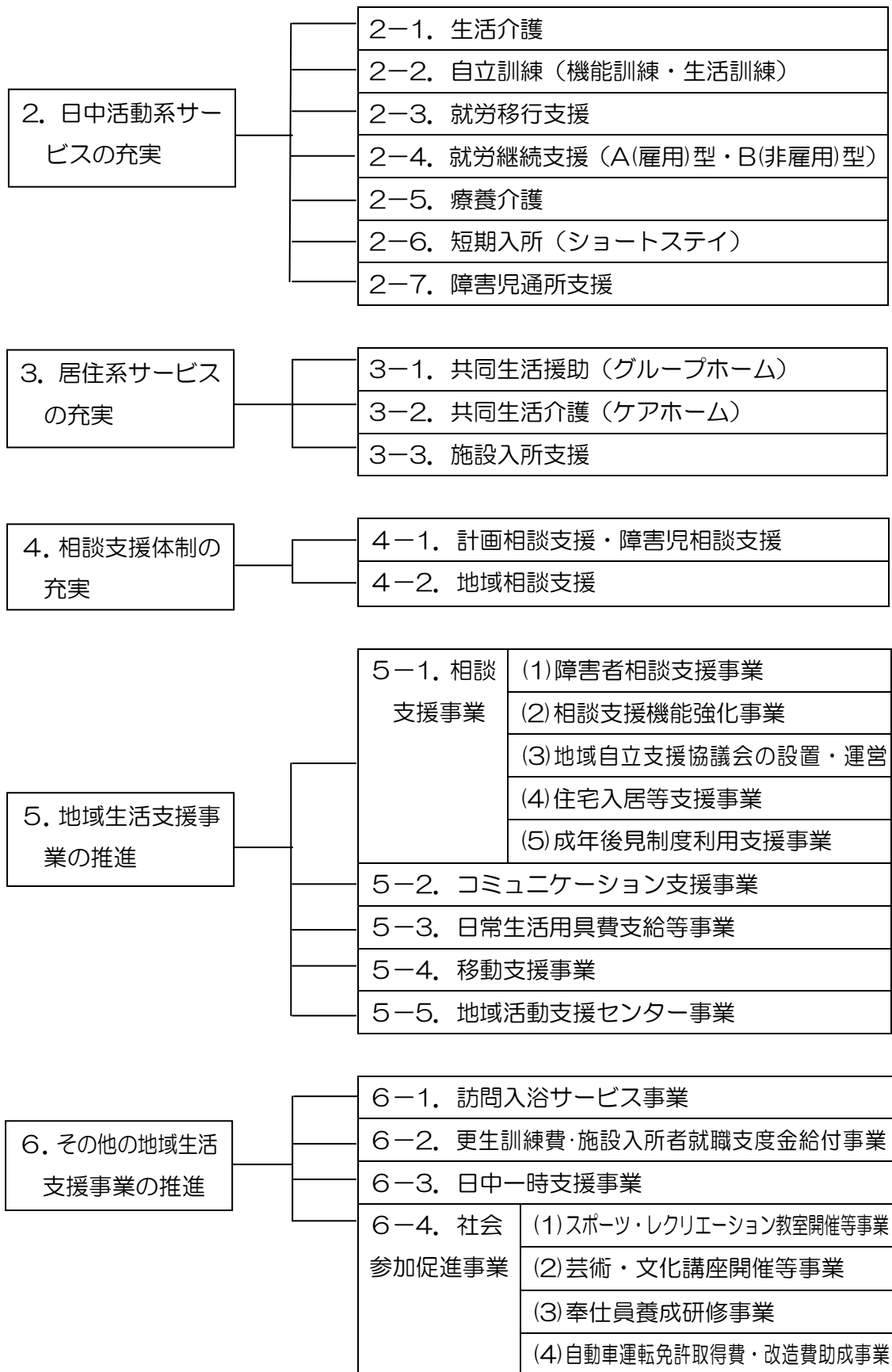
第2節 基本目標

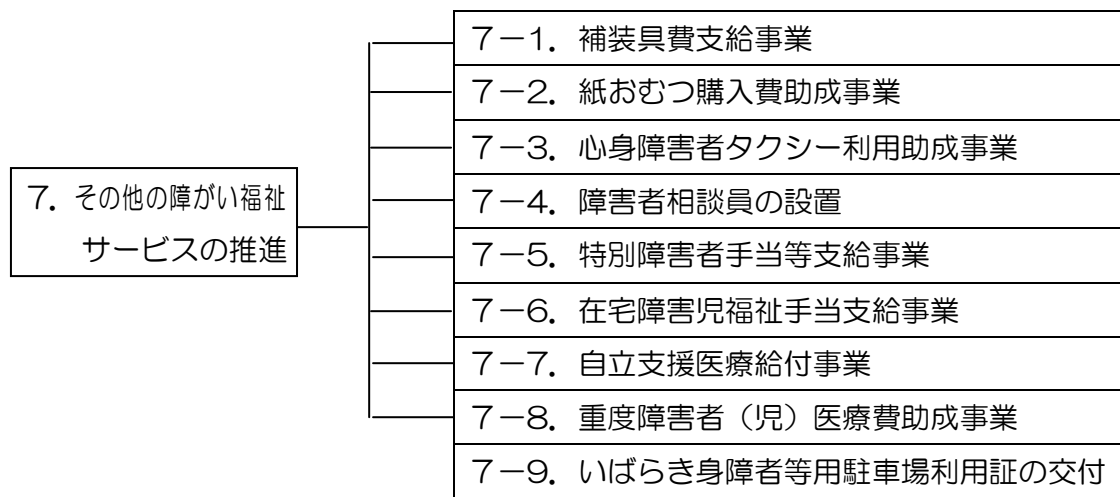
具体的には、下記の3つの項目を基本目標として、取り組んでまいります。

- (1) 障がいのある人の自立と社会参加の促進を図っていくことを基本として、障がい福祉サービスの提供体制の整備を進めます。
- (2) 障がい福祉サービスの実施主体として、必要な障がい福祉サービスや相談支援等の計画的な提供に努めます。
- (3) 地域生活への移行や就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整えるとともに、障がいのある人の生活を地域全体で支えるシステムを実現します。

第3節 施策・事業の体系



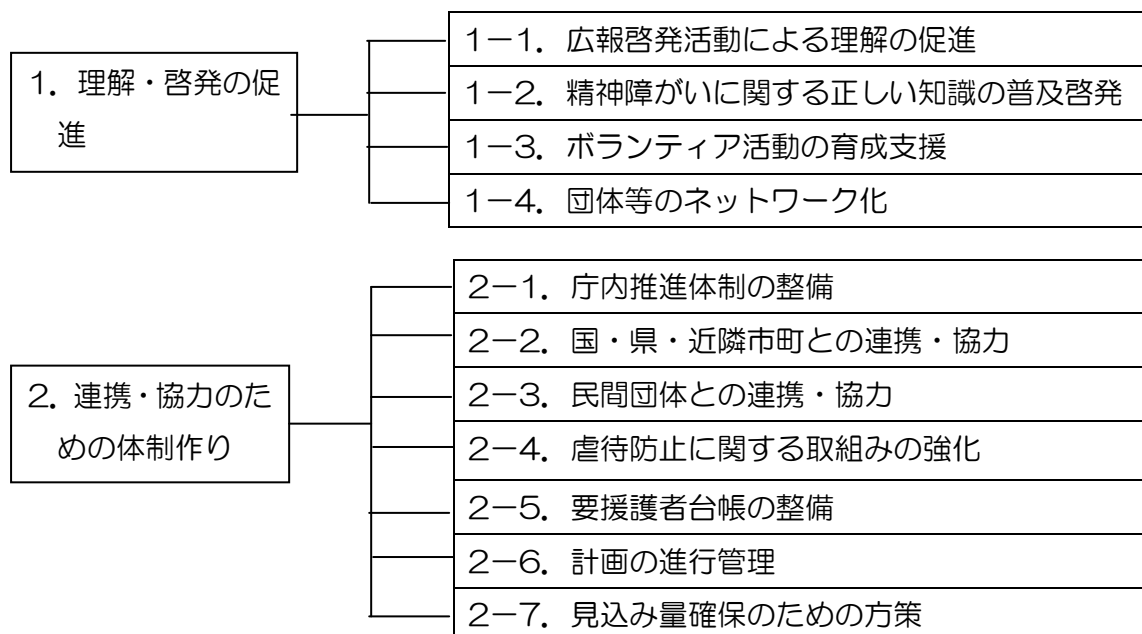




第4節 平成26年度の数値目標の設定

- (1) 福祉施設入所者の地域生活への移行
- (2) 福祉施設から一般就労への移行
- (3) 就労移行支援事業の利用者数
- (4) 就労継続支援（A型）事業の利用者の割合

第5節 計画の推進に向けて



第4章 障がい福祉サービスの推進

第1節 訪問系サービスの充実

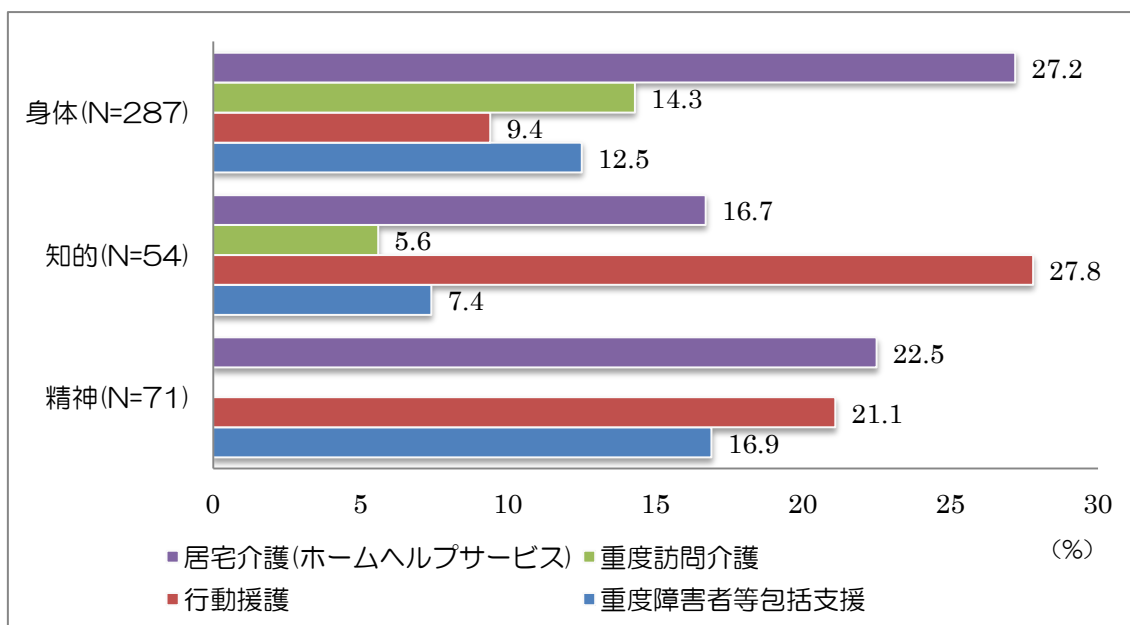
【現状と課題】

障害者自立支援法に基づく障がい福祉サービスには、大きく分けて訪問系サービス、日中活動系サービス、居住系サービス、地域生活支援事業があります。

訪問系サービスは、在宅訪問により受けるサービスで、居宅介護、重度訪問介護、同行援護（平成23年10月からサービス開始）、行動援護、重度障害者等包括支援等の事業があります。市内の事業所については、平成23年3月現在、居宅介護の事業所が4箇所となっています。

訪問系サービスについては、これまで見込み量に対する実績値はまだまだ低い状況にありましたが、本計画の策定に伴い実施したアンケート調査（以下「平成23年度調査」という。）の結果では、身体障がいのある人、精神障がいのある人で居宅介護の利用希望が高く、また知的障がいのある人では行動援護への利用希望が特に高くなっており、社会的入院や施設入所から地域生活へ移行していくという課題への対応として、今後、訪問系サービス利用の増加が見込まれます。

訪問系サービスの利用希望



(資料：平成23年度調査)

【施策の基本方針】

1. 居宅介護（ホームヘルプ）

自宅で入浴や排せつ、食事の介護等、生活全般にわたる介護サービスを行います。

2. 行動援護

知的障がいや精神障がいのある人が外出時に生じ得る危険や混乱などを回避するために、必要な援助や移動中の介護等を提供します。

3. 同行援護

視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に、外出時において同行し、移動時に必要な視覚的情報の支援及び援護等を提供します。

4. 重度訪問介護

常時介護が必要な重度の障がいのある人に、自宅で入浴や排せつ、食事等の介護や外出時の移動支援までを総合的にを行います。

5. 重度障害者等包括支援

常に介護が必要な人の中でも介護の必要性が非常に高い人に、個別支援計画に基づき居宅介護等、複数の障がい福祉サービスを包括的に提供します。

【サービスの提供見込み量と実績】（上段：実利用者数・人/月、下段：延利用時間数・時間/月）

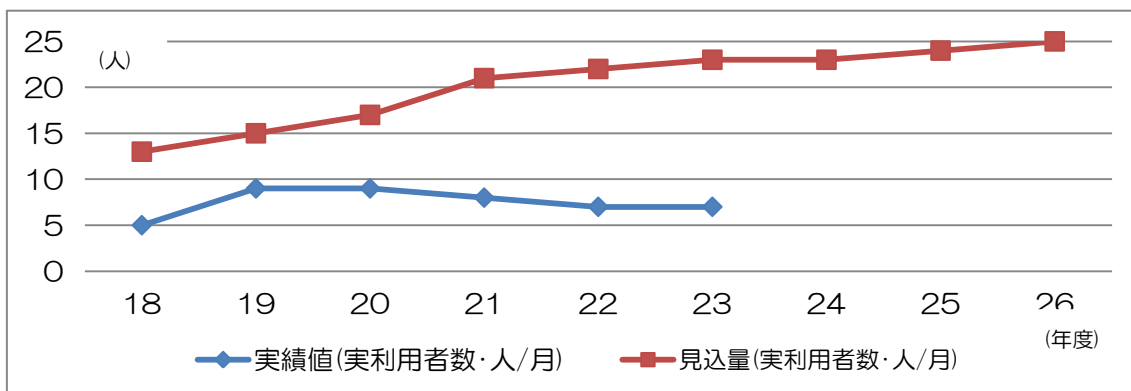
	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
居宅介護・行動援護	13	15	17	21	22	23	23	24	25
同行援護・重度訪問介護									
重度障害者等包括支援	125	144	163	132	138	145	188	196	205
実績値	5	9	9	8	7	7			
	98	98	54	45.5	29	57.5			

※ 平成 24 年度の支給決定者は、地域移行推進のため大幅に増加の予定。平成 23 年度実績から、一人平均 8.2 時間の利用を見込む。

※ 平成 18～20 年度において居宅介護以外の利用実績はない。また、同行援護については、平成 23 年 10 月からのサービス開始であるが、現在のところ、管内においてサービスを提供する事業所がないことから、希望者がいてもサービスを利用できない現状がある。

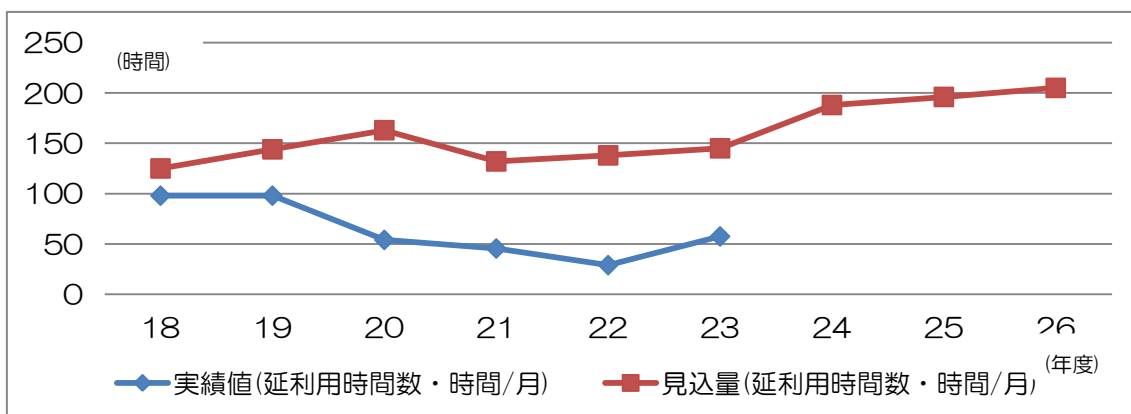
サービスの提供見込み量と実績の推移

《実利用者数(居宅介護・行動援護・同行援護・重度訪問介護・重度障害者等包括支援)》



サービスの提供見込み量と実績の推移

《延利用時間数(居宅介護・行動援護・同行援護・重度訪問介護・重度障害者等包括支援)》



第2節 日中活動系サービスの充実

【現状と課題】

日中活動系のサービスは、施設において、障がいのある人の昼間の活動を支援するサービスで、生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A(雇用)型、B(非雇用)型）、療養介護、短期入所（ショートステイ）、障害児通所支援等の事業があります。

市内の事業所については、平成23年3月現在、生活介護の事業所が5箇所、就労移行支援の事業所が2箇所となっています。また、平成23年4月より1事業所において、就労継続支援（B(非雇用)型）事業が開始されました。

利用については、生活介護が見込量を上回る実績値にあります。18歳以上で児童福祉施設に入所している障がいのある人については、これまで児童福祉法が適用され、県で費用負担をしておりましたが、平成24年4月から障害者自立支援法を適用し、実施主体が県から市へ移ります。子どもから大人への支援の継続性を確保していくという観点から、児童福祉施設を退所させることなく支援を継続していくため、そのまま児童福祉施設に入所するというケースや、グループホーム・ケアホーム又は地域の障がい者福祉施設へ移行するというケース等が考えられますが、前項のケースにおいても、障害者自立支援法に基づき、日中活動の支援と居住の支援を組み合わせるよう「昼夜分離」を進めていきます。日中活動系サービスの支援として、生活介護の利用が見込まれます。桜川市では、現在10名の方が該当しておりますが、これらのことから、今後において、生活介護の利用の増加が見込まれます。

機能訓練では1名の利用となっておりますが、生活訓練についてはほぼ見込み通りの利用となっております。

就労移行支援は利用者が増えつつあり、就労継続支援（B(非雇用)型）についても、市内事業所においてサービスが開始されたことに伴いサービスを利用する方が増えてきました。就労継続支援（A(雇用)型）は市内に事業所がなく、通所が困難なことが大きな課題となっております。今後、サービス量の確保のため、事業所の整備等サービス提供体制の充実を図っていく必要があります。

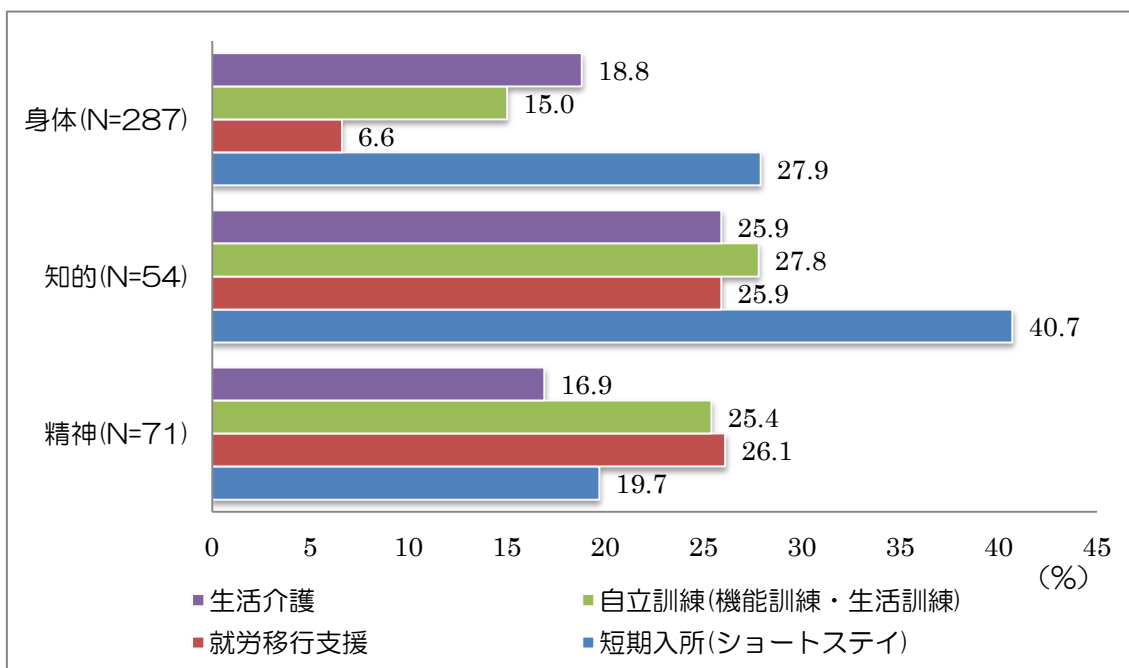
療養介護については、平成22年度に1名の利用がありましたが、現在の利用はありません。しかし、平成24年度以降、重症心身障害児施設が療養介護の指定を受ける見込みであり、現在入所している方が療養介護に移行すると推測されることから、若干の利用が見込まれます。

短期入所の利用については、介護者の高齢化等により徐々に増える傾向にあります。平成23年度調査においても、身体障がいのある方や知的障がいのある方の利用希望が高いことから、今後においても増えていくものと思われます。

また、障がい児の通所による支援についても、平成24年4月より、身近な地域できめ細やかな支援を受けられるようにするため、障害児通所支援（児童発達支援、医療型

児童発達支援、放課後等デイサービス及び保育所等訪問支援)が創設されますので、希望に沿ったサービスが受けられるよう支援していくことが求められます。

日中活動系サービスの利用希望



(資料：平成 23 年度調査)

【施策の基本方針】

1. 生活介護

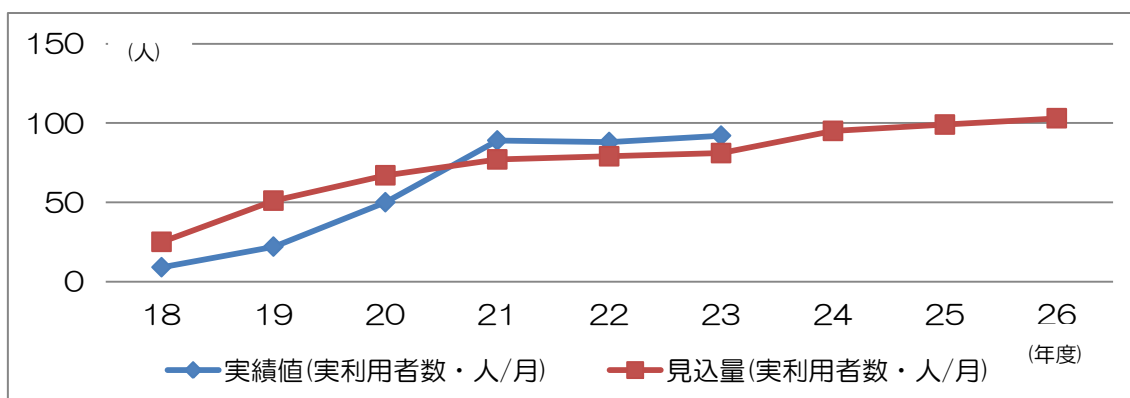
常に介護を必要な人に、主に日中に施設で、入浴や排せつ、食事の介護や創作的活動、生産活動の機会を提供します。

【サービスの提供見込み量と実績】 (上段：実利用者数・人/月、下段：月平均延利用者数・人/月)

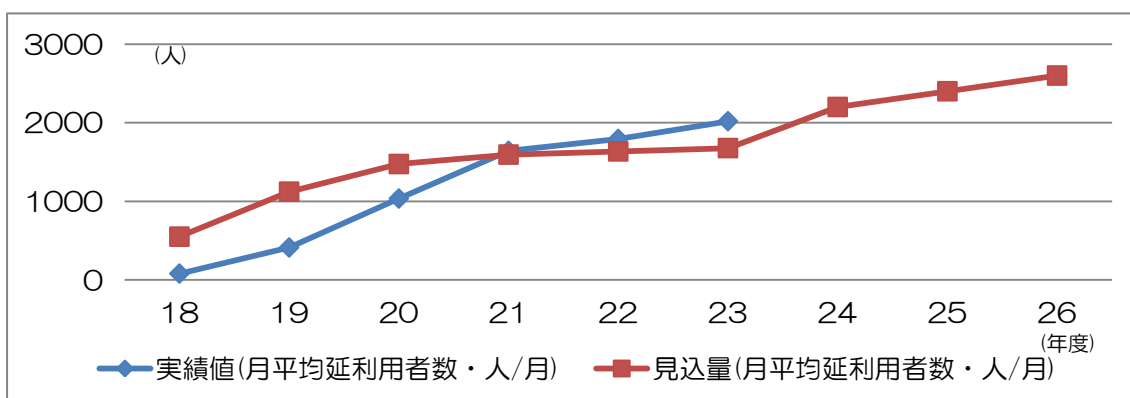
	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
生活介護	25	51	67	77	79	81	95	99	103
	550	1,122	1,474	1,594	1,635	1,677	2,147	2,237	2,327
実績値	9	22	50	89	88	89			
	80	412	1,035	1,642	1,793	2,019			

※ 平成 21～23 年度は、事業所の新法移行に伴い、見込みを上回って利用者が大きく増加したが、平成 24 年度以降は微増にとどまる見込みである。また、平成 23 年度実績から 1 人平均 22.6 日の利用を見込む。

サービスの提供見込み量と実績の推移<<実利用者数(生活介護)>>



サービスの提供見込み量と実績の推移<<月平均延利用者数(生活介護)>>



2. 自立訓練（機能訓練・生活訓練）

（1）自立訓練（機能訓練）

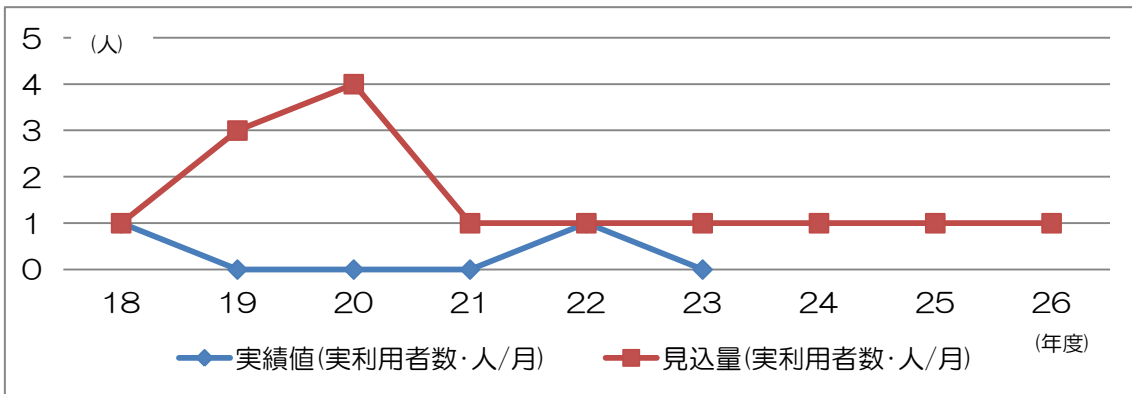
身体障がいのある人を対象に、自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間（標準期間 18 ヶ月）、身体機能向上のために必要な訓練を行います。

【サービスの提供見込み量と実績】（上段：実利用者数・人/月、下段：月平均延利用者数・人/月）

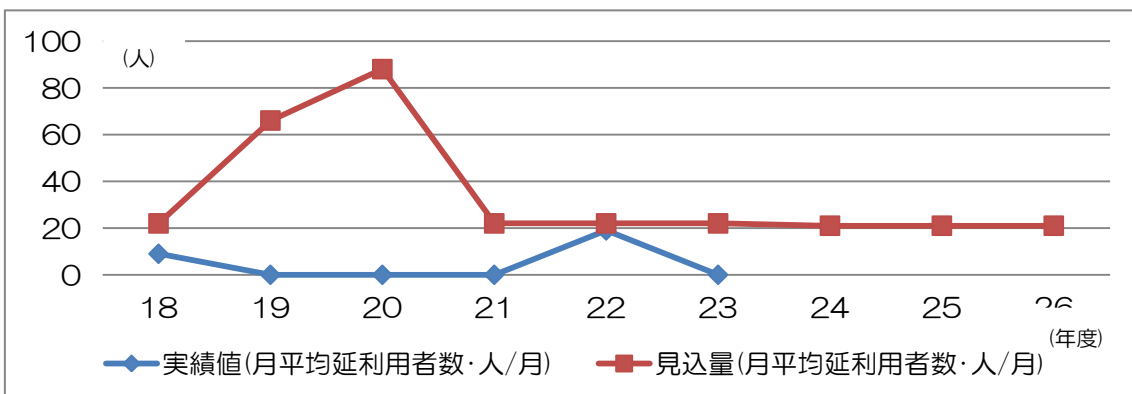
	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
自立訓練 (機能訓練)	1 22	3 66	4 88	1 22	1 22	1 22	1 21	1 21	1 21
実績値	1 9	0 0	0 0	0 0	1 19	0 0	/	/	/

※ 平成 24 年度移行は、1 人の利用者の出現を見込む。

サービスの提供見込み量と実績の推移《実利用者数(自立訓練・機能訓練)》



サービスの提供見込み量と実績の推移《月平均延利用者数(自立訓練・機能訓練)》



(2) 自立訓練（生活訓練）

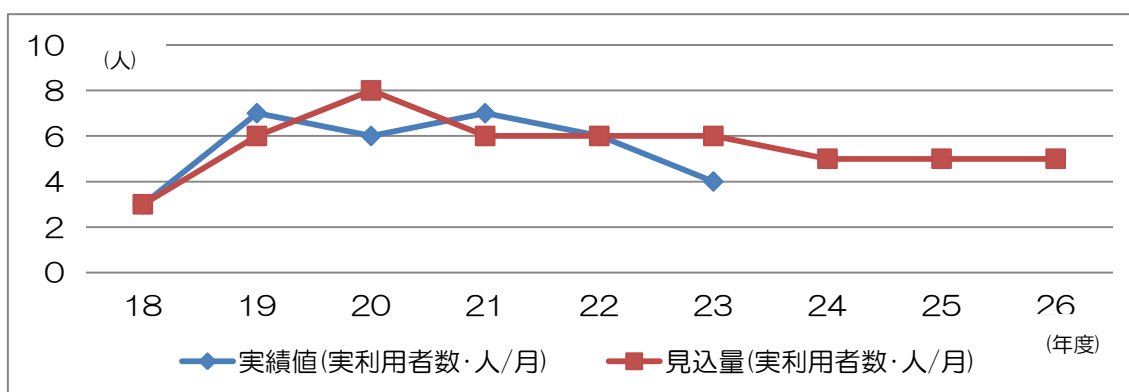
知的障がいのある人や精神障がいのある人を対象に、自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間（標準期間 24 ヶ月、長期入所者の場合 36 ヶ月）、生活能力向上のために必要な訓練を行います。

【サービスの提供見込み量と実績】（上段：実利用者数・人/月、下段：延利用者数・人/月）

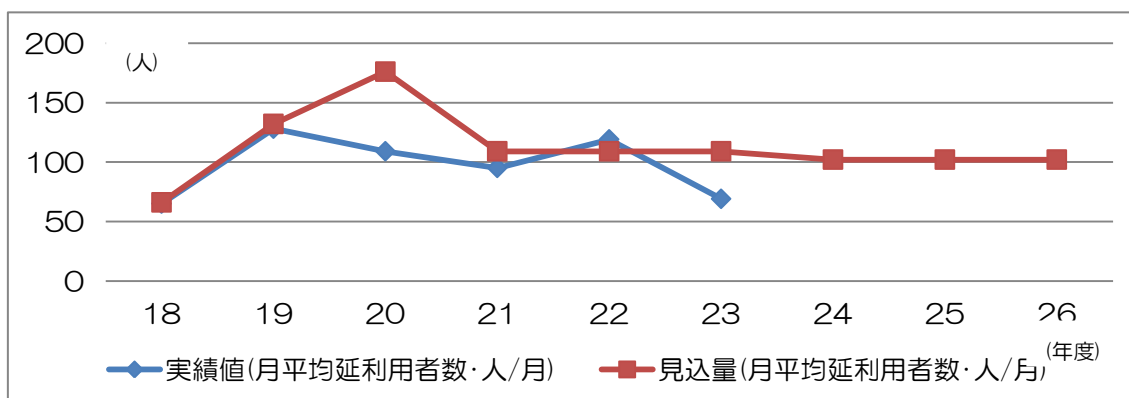
	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
自立訓練 (生活訓練)	3	6	8	6	6	6	5	5	5
	66	132	176	109	109	109	102	102	102
実績値	3	7	6	7	6	4			
	65	128	109	95	119	69			

※ 平成 23 年度現在の 4 人の利用実績に対して、平成 24 年度以降 1 人の利用者増を見込む。

サービスの提供見込み量と実績の推移《実利用者数(自立訓練・生活訓練)》



サービスの提供見込み量と実績の推移《月平均延利用者数(自立訓練・生活訓練)》



3. 就労移行支援

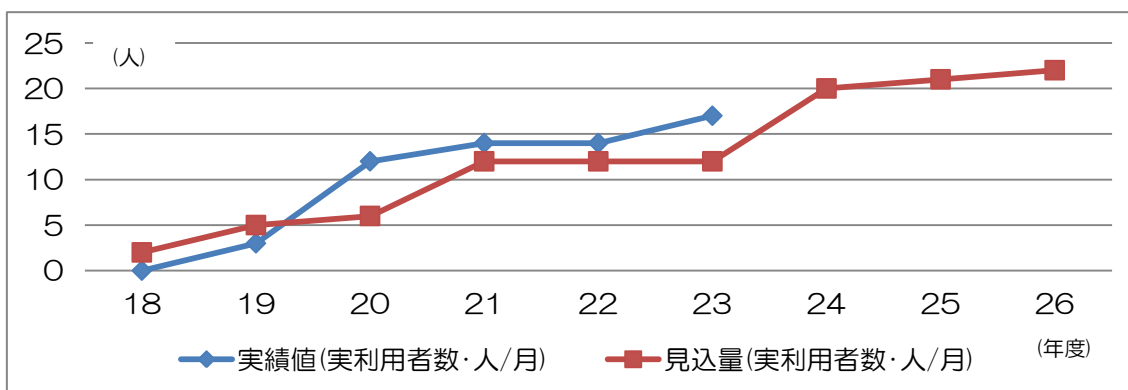
一般就労等に向けて、一定期間（標準期間 24 ヶ月）、事業所内や企業における作業や実習、適性に合った職場探し、就労後の職場定着のための支援等を行います。

【サービスの提供見込み量と実績】（上段：実利用者数・人/月、下段：月平均延利用者数・人/月）

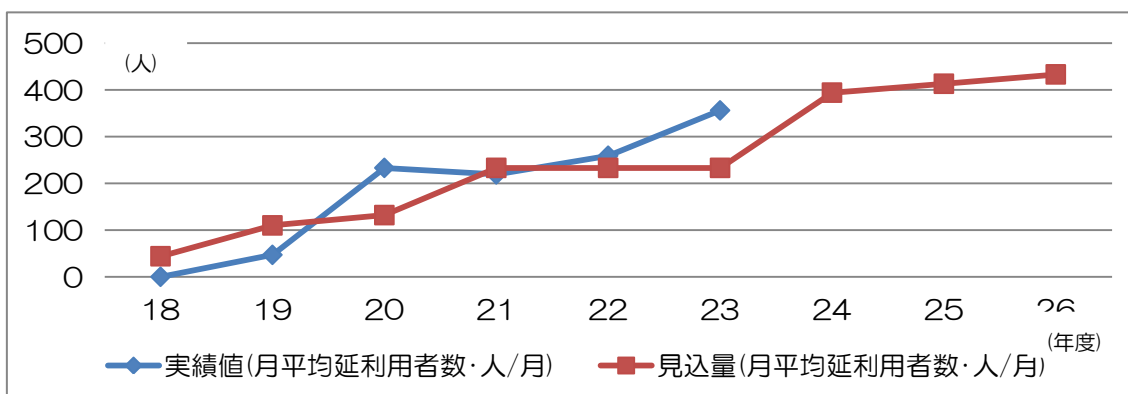
	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
就労移行支援	2	5	6	12	12	12	20	21	22
	44	110	132	233	233	233	394	413	433
実績値	0	3	12	14	14	17			
	0	47	233	219	259	356			

※ 平成 21～23 年度は、見込みを上回って利用者が大きく増加した。平成 24 年度以降、養護学校卒業予定者 2 名の利用が予定されている。

サービスの提供見込み量と実績の推移<<実利用者数(就労移行支援)>>



サービスの提供見込み量と実績の推移<<月平均延利用者数(就労移行支援)>>



4. 就労継続支援

通常の事業所で働くことが困難な人に、働く場の提供や就労に必要な知識や能力の向上のための訓練を行います。雇用契約を結ぶことを基本とするA型と雇用契約を結ばないB型があります。

(1) A(雇用)型

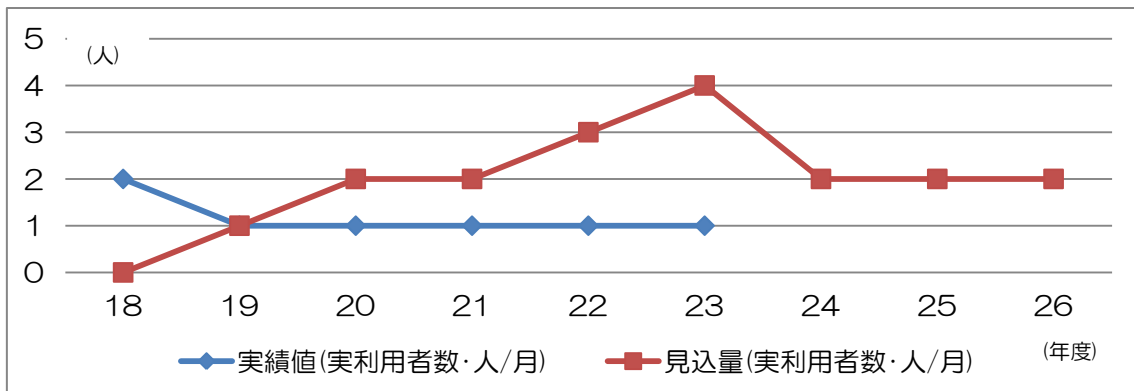
【サービスの提供見込み量と実績】

(上段：実利用者数・人/月、下段：月平均延利用者数・人/月)

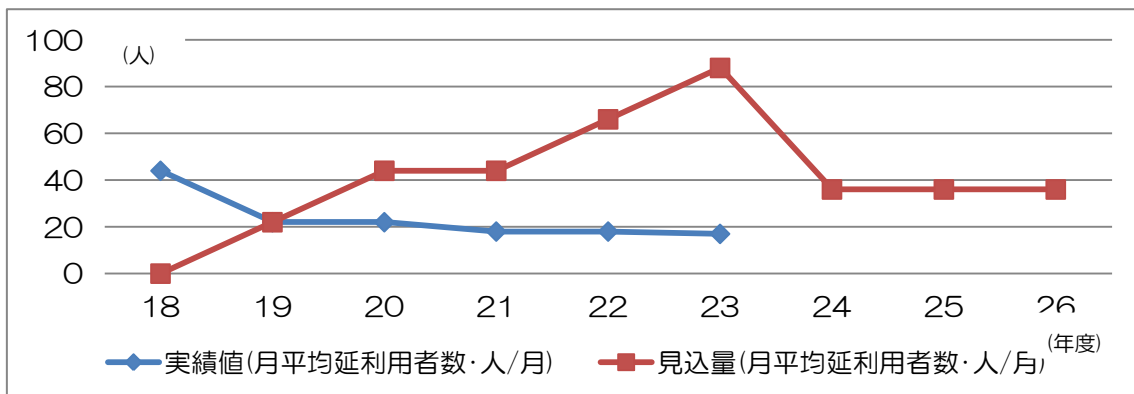
	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
A型(雇用型)	0	1	2	2	3	4	2	2	2
	0	22	44	44	66	88	36	36	36
実績値	2	1	1	1	1	1			
	44	22	22	18	18	17			

※ A型の事業所が管内にはなく、受け入れ枠の限界等の事情もあり、平成24年度以降は微増にとどまる見込みである。

サービスの提供見込み量と実績の推移<<実利用者数(就労継続支援・A型)>>



サービスの提供見込み量と実績の推移<<月平均延利用者数(就労継続支援・A型)>>



(2) B(非雇用型)型

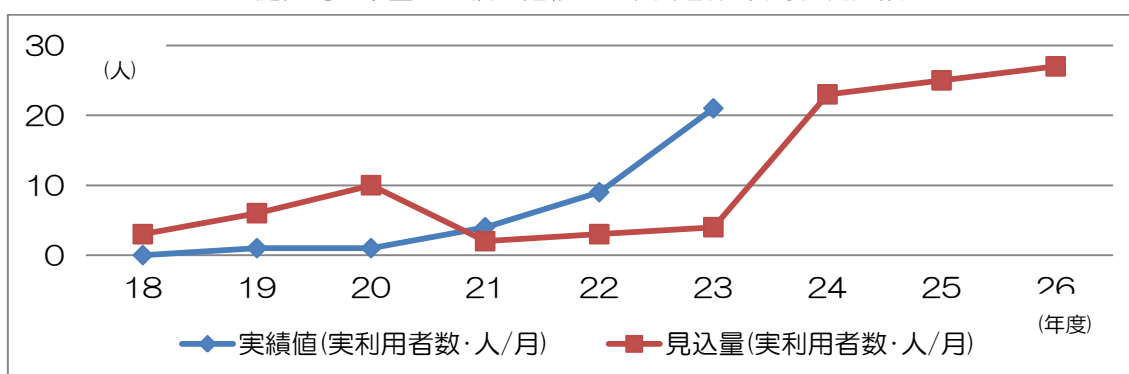
【サービスの提供見込み量と実績】

(上段：実利用者数・人/月、下段：月平均延利用者数・人/月)

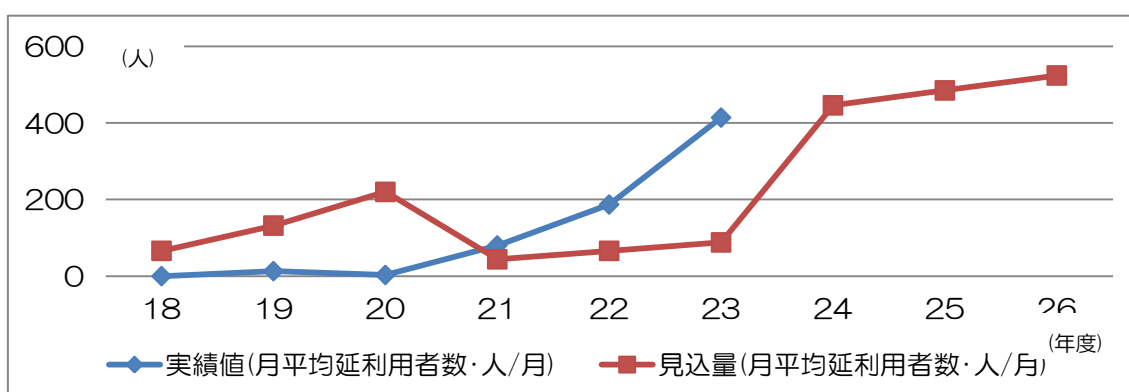
	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
B型(非雇用型)	3	6	10	2	3	4	23	25	27
	66	132	220	44	66	88	446	485	524
実績値	0	1	1	4	9	21			
	0	13	3	80	187	414			

※ 平成21～23年度については、管内においてサービス事業所が増加したことから見込みを大きく上回った。平成24年度以降も若干の増加を見込む。

サービスの提供見込み量と実績の推移<<実利用者数(就労継続支援・B型)>>



サービスの提供見込み量と実績の推移<<月平均延利用者数(就労継続支援・B型)>>



5. 療養介護

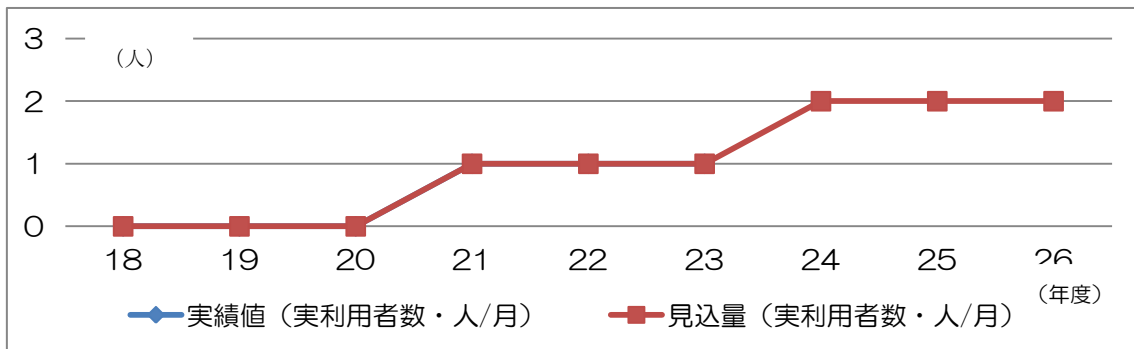
医療の必要な障がいのある人で常に介護が必要な人に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護や日常生活上の援助を行います。

【サービスの提供見込み量と実績】 (上段：実利用者数・人/月、下段：月平均延利用者数・人/月)

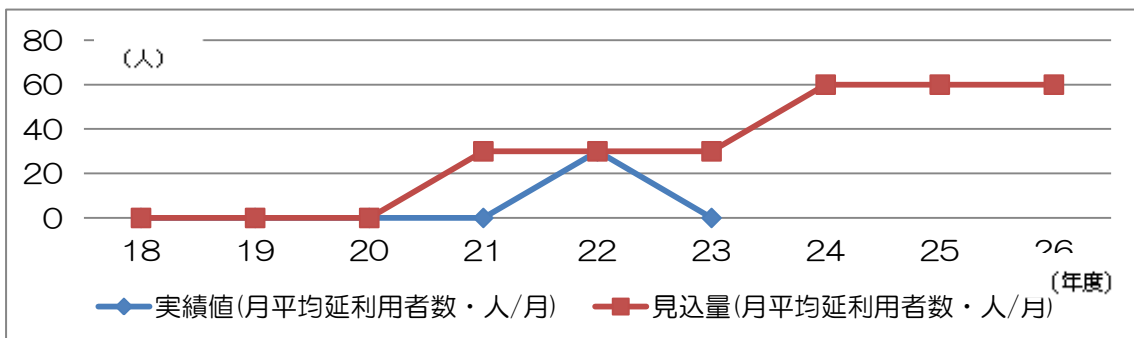
	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
療養介護	0	0	0	1	1	1	2	2	2
	0	0	0	30	30	30	60	60	60
実績値	0	0	0	0	1	0			
	0	0	0	0	30	0			

※ 重症心身障害児施設が平成24年度以降、療養介護の指定を受ける見込みであることから、現在入所している加齢児が療養介護に移行すると推測されるため、若干の増加を見込む。

サービスの提供見込み量と実績の推移<<実利用者数(療養介護)>>



サービスの提供見込み量と実績の推移<<月平均延利用者数(療養介護)>>



6. 短期入所（ショートステイ）

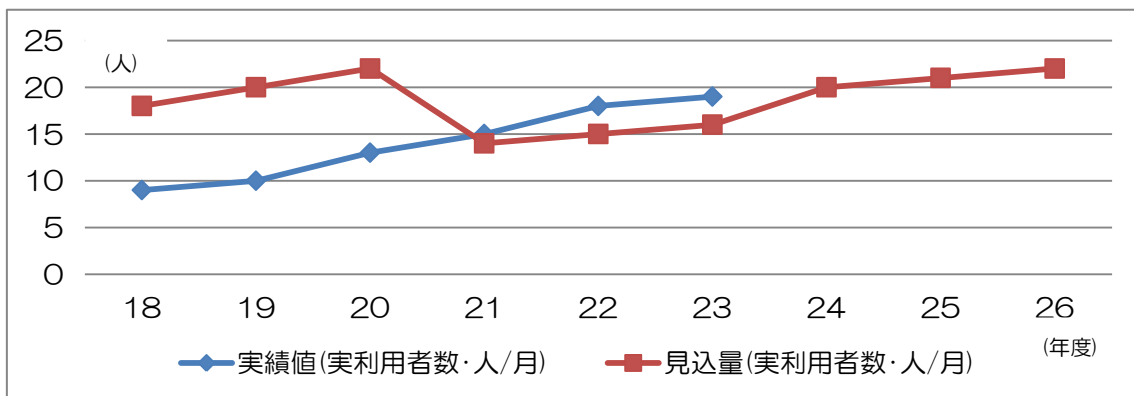
自宅で介護を行う人が病気の場合等に、短期の入所による入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

【サービスの提供見込み量と実績】（上段：実利用者数・人/月、下段：月平均延利用者数・人/月）

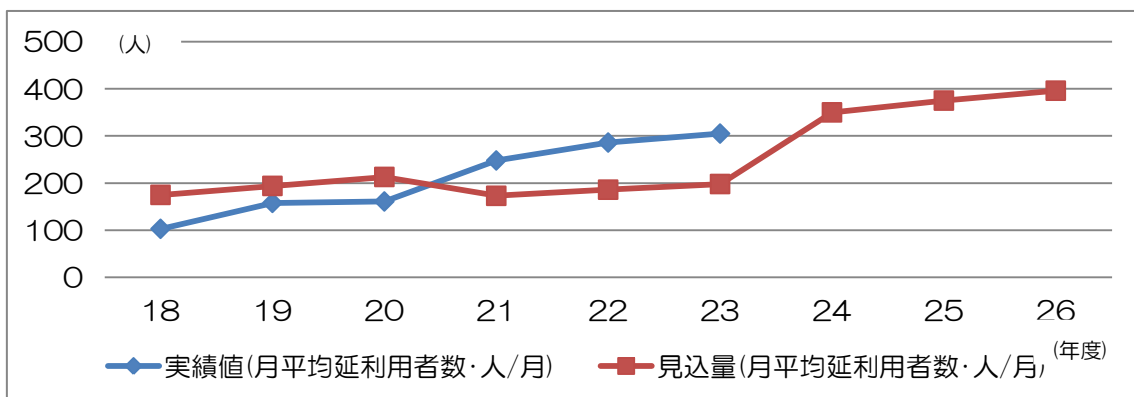
	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
短期入所	18	20	22	14	15	16	20	21	22
	175	194	213	173	186	198	350	375	396
実績値	9	10	13	15	18	19			
	103	158	161	248	286	305			

※ 介護者の高齢化等により、若干の増加を見込む。

サービスの提供見込み量と実績の推移<<実利用者数(短期入所)>>



サービスの提供見込み量と実績の推移<<月平均延利用者数(短期入所)>>



7. 障害児通所支援

(1) 児童発達支援

障がいのある児童に対して、日常生活における基本的な動作の指導、知能技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。

(2) 医療型児童発達支援

肢体不自由のある児童を治療するとともに、独立自活に必要な知識技能のための訓練を行います。

(3) 放課後等デイサービス

学校通学中の障がいのある児童に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のために必要な訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障がいのある児童の自立を促進します。

(4) 保育所等訪問支援

保育所等を現在利用中、又は今後利用する予定の障がいのある児童が、保育所等集団生活を営む施設を訪問し、障がいのある児童以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行います。

第3節 居住系サービスの充実

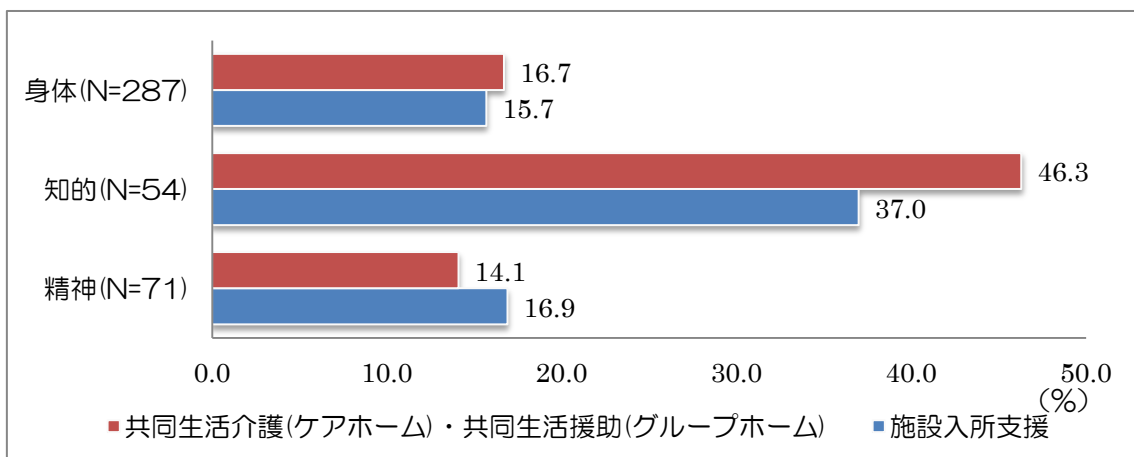
【現状と課題】

居住系サービスには、利用者の介護や援助を必要とする程度によって、共同生活援助（グループホーム）、共同生活介護（ケアホーム）、施設入所支援の3つのサービスが定められています。

市内の事業所については、平成23年3月現在、グループホームが2箇所、ケアホームが2箇所、施設入所支援が5箇所となっています。

グループホーム及びケアホームについては、見込んだ利用者数とほぼ同様の実績値を示しています。平成23年度調査において、知的障がいのある人のグループホーム・ケアホームの利用希望が高くなっておりますが、今後、地域生活への移行という政策課題に対応していくことから、利用者の増加が見込まれます。施設入所支援については、地域における居住の場としてのグループホーム・ケアホームの充実や自立支援訓練事業等の推進により、減少していくものと見込まれます。しかし、第2節でも述べましたが、18歳以上で児童福祉施設に入所している障がいのある人については、これまで児童福祉法が適用され、県で費用負担をしておりましたが、平成24年4月から障害者自立支援法を適用し、実施主体が県から市へ移ります。子どもから大人への支援の継続性を確保していくという観点から、児童福祉施設を退所させることなく支援を継続していくため、そのまま児童福祉施設に入所するというケースや、グループホーム・ケアホーム又は地域の障がい者福祉施設へ移行するというケース等が考えられますが、前項のケースにおいても、障害者自立支援法に基づき、日中活動の支援と居住の支援を組み合わせるよう「昼夜分離」を進めていきます。居住の支援として、施設入所支援の利用が見込まれます。桜川市では、現在10名の方が該当していますが、今後においても、利用の増加が見込まれますので、それらを勘案した見込み量の設定が必要となります。

居住系サービスの利用希望



(資料：平成23年度調査)

【施策の基本方針】

1. 共同生活援助（グループホーム）

ひとり暮らしをするには不安のある知的障がいのある人または精神障がいのある人に対し、グループホームで日常生活上の相談や援助を行います。

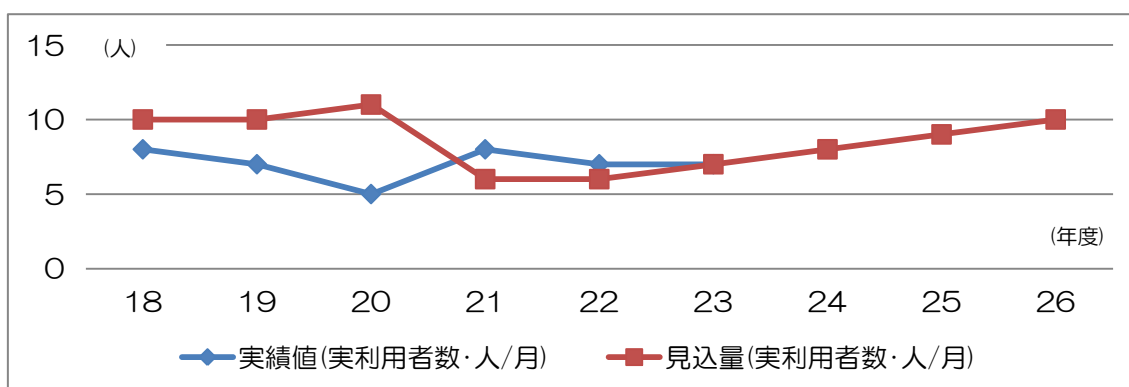
【サービスの提供見込み量と実績】

（単位：実利用者数・人/月）

	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
共同生活援助	10	10	11	6	6	7	8	9	10
実績値	8	7	5	8	7	7			

※ 平成 24 年度以降、微増を見込む。

サービスの提供見込み量と実績の推移《実利用者数(共同生活援助)》



2. 共同生活介護（ケアホーム）

より手厚い介護を必要とする知的障がいのある人または精神障がいのある人に対し、ケアホームで入浴や排せつ、食事の介護等を行います。

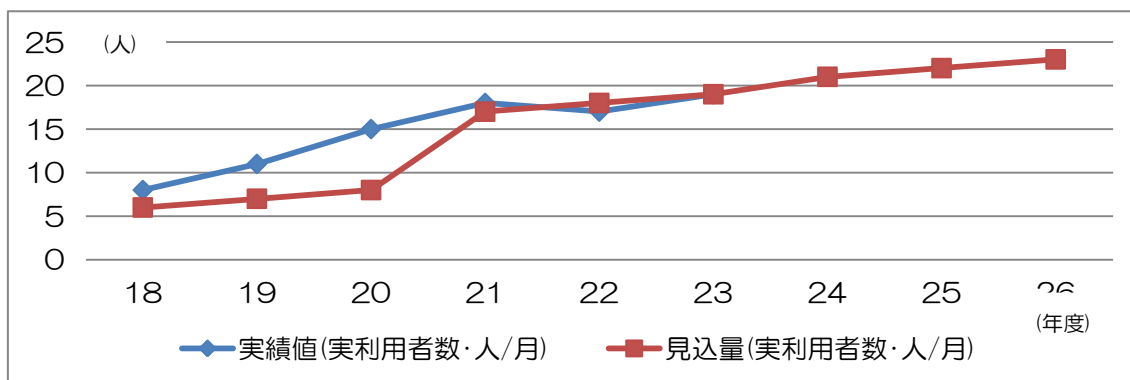
【サービスの提供見込み量と実績】

（単位：実利用者数・人/月）

	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
共同生活介護	6	7	8	17	18	19	21	22	23
実績値	8	11	15	18	17	19			

※ 平成 24 年度は支給決定者が 21 人。以降は微増を見込む。

サービスの提供見込み量と実績の推移《実利用者数(共同生活介護)》



3. 施設入所支援

介護が必要な人や通所が困難な人で、生活介護、自立訓練や就労移行支援のサービスを利用している人に対して、居住の場を提供し、夜間における入浴や排せつ、食事の介護等を行います。

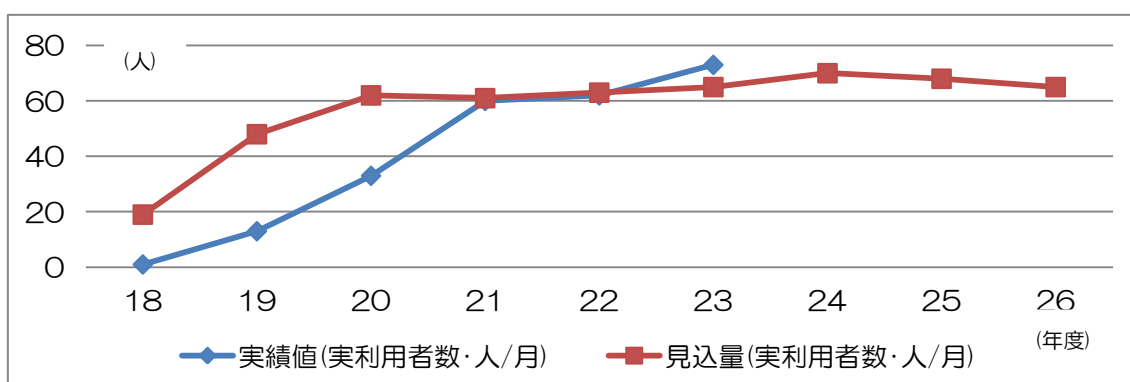
【サービスの提供見込み量と実績】

(単位：実利用者数・人/月)

	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
施設入所支援	19	48	62	61	63	65	70	68	65
実績値	1	13	33	60	62	73			

※ 平成 21～23 年度については、事業所の新法への移行により大幅に増加した。24 年度以降は、地域移行への推進で減少に転じる見込みである。

サービスの提供見込み量と実績の推移《実利用者数(施設入所支援)》



第4節 相談支援体制の充実

【現状と課題】

障害者自立支援法において、相談支援事業の一環として、単身で生活する重度の障がいのある人等を対象に「サービス利用計画作成」が位置づけられ、複数のサービス利用や長期の入所・入院から地域生活に移行する等への計画的な支援を行うサービスが講じられています。しかし、平成21、22年度は1名の利用であり、平成23年度については、利用者がありませんでした。

相談支援（サービス利用計画作成）は、平成24年4月から、「計画相談支援」として、障がいのある人の自立した生活を支え、障がいのある人の抱える課題の解決や適切なサービスの利用に向けて、ケアマネジメントすることによりきめ細かく支援していくため、障がい福祉サービス又は相談支援を利用するすべての障がいのある人が対象となります。また、地域移行への取り組みを強化するという観点から、地域相談支援事業が創設され、障がい者支援施設や精神科病院に入所・入院している人に対し、入所又は入院中から、住居の確保や新生活の準備等の支援を行う「地域移行支援」、居宅で一人暮らしをしている障がいのある人に対し、24時間の連絡相談等のサポートを行う「地域定着支援」のサービスが開始されます。

また、障がいのある児童への相談支援として、児童福祉法に基づき、これまで児童相談所が行っていた通所サービスの利用に係る相談支援について、市が実施主体になることに伴い、市が指定した障害児相談支援事業者が、居宅サービスと合わせたサービス等利用計画案を作成し、これを勘案し支給の決定を行うという方向性が示されていますので、その体制の整備が求められます。

【施策の基本方針】

1. 計画相談支援・障害児相談支援

障がい福祉サービス又は地域相談支援を利用するすべての障がいのある人を対象に、サービス利用計画を作成し、サービス事業者との調整、モニタリング等を行います。

【サービスの提供見込み量と実績】

（単位：実利用者数・人）

	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
計画相談支援	—	—	—	—	—	—	20	80	220
実績値	—	—	—	—	—	—			

※ 法改正に伴う対象者の拡大を踏まえ、国等が定める優先度に応じて段階的に実施できるよう見込む。

2. 地域相談支援

(1) 地域移行支援

障がい者支援施設や精神科病院に入所・入院をしている人に対し、住居の確保、地域生活の準備や福祉サービスの見学・体験のための外出への同行支援、地域における生活に移行するための活動に関する相談等の支援を行います。

【サービスの提供見込み量と実績】

(単位：実利用者数・人)

	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
地域移行支援	—	—	—	—	—	—	2	3	3
実績値	—	—	—	—	—	—			

※ 退院可能な精神障害者数から設定。

(2) 地域定着支援

居宅でひとり暮らしをしている障がいのある人に対し、関係機関等との連携を強化し、夜間も含む緊急時における連絡、相談等の支援を行います。

【サービスの提供見込み量と実績】

(単位：実利用者数・人)

	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
地域定着支援	—	—	—	—	—	—	1	1	1
実績値	—	—	—	—	—	—			

※ サービス未利用者の潜在的なニーズも考慮しつつ、利用者数を設定。

第5節 地域生活支援事業の推進

【現状と課題】

地域生活支援事業としては、障がいのある人への総合的な支援を行う相談支援事業、聴覚や言語機能、音声機能に障がいのある人へのコミュニケーション支援事業、日常生活用具費支給等事業、移動支援事業、そして地域活動支援センター事業があります。

相談支援事業については、知的障がい者相談支援事業を行う事業所として、市内1事業所で実施しています。今後、「総合相談支援体制の整備」として、三障がいに総合的に対応できる相談支援事業所を開設させる等、体制を整備していく必要があります。また、困難なケースへの対応として、関係機関との連携やケア会議の開催、地域自立支援協議会での協議等課題解決に向けた問題意識の共有化を図っていく必要があります。

また、障がいのある人の権利を擁護する制度として、成年後見制度がありますが、これまでに利用実績はありませんでした。しかし、今後、成年後見制度が、契約等の法律行為が必要な障がい福祉サービスの利用等の観点からも、福祉の一翼を担う制度として利用が増えていくものと思われます。

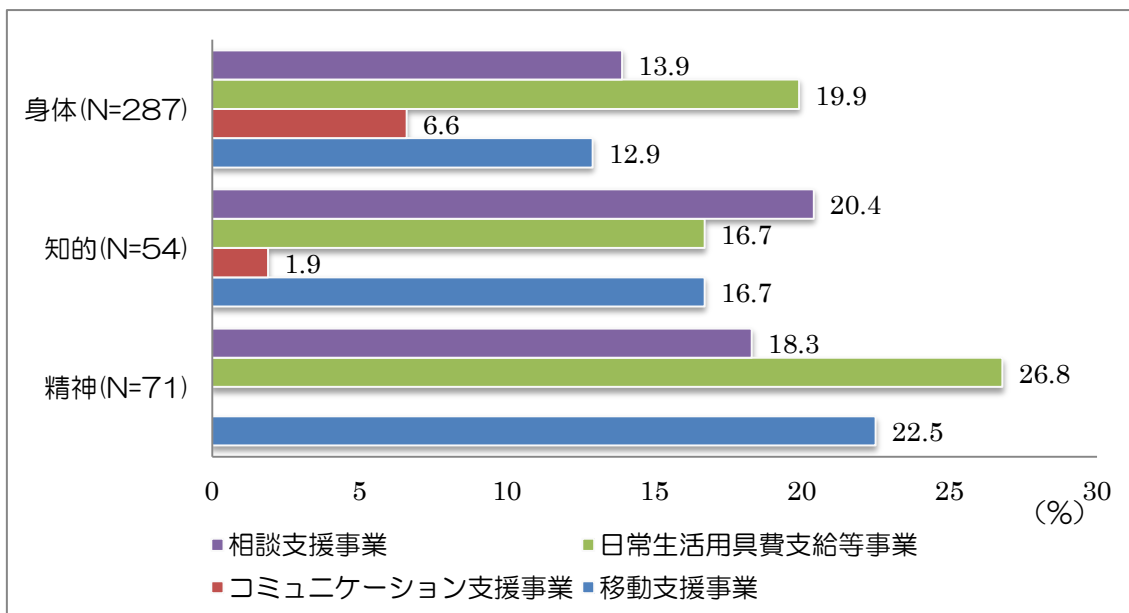
コミュニケーション支援事業の利用については、見込量を下回っています。利用される方が固定化されている傾向にあり、広報等で周知することにより、幅広く利用されるよう取り組んでいく必要があります。

日常生活用具費支給等事業については、年々利用される方が増えていますが、特に排せつ管理支援用具の利用が拡大しています。今後においても利用の増加が見込まれます。

移動支援事業については、見込み量に対して実績値の伸びは見られませんでした。今後、障がいのある人が地域での生活に移行していくことが予想されることや、平成23年度調査において、精神障がいのある人の利用希望も高くなっており、利用者は増加していくものと思われます。

地域活動支援センター事業は、市内において2事業所で運営されていますが、市外の事業所に通所している人もおり、交通手段が課題となっています。

地域生活支援事業の利用希望



(資料：平成 23 年度調査)

※ コミュニケーション支援事業については、精神障がいのある人への調査は行っていません。

【施策の基本方針】

1. 相談支援事業

(1) 障害者相談支援事業

障がいのある人からの相談に応じ、必要な情報の提供、助言及び指導、障がい福祉サービスの利用支援等必要な支援を行うとともに、権利擁護のために必要な援助を行います。

(2) 相談支援機能強化事業

困難ケースへの対応や相談支援事業者への指導・助言を行うために必要な社会福祉士、保健師、精神保健福祉士等の専門的職員の配置を行い、相談支援機能の強化を図ります。

(3) 地域自立支援協議会の設置・運営

地域自立支援協議会を設置・運営しての相談事業の評価や困難事例への対応等にかかる協議・調整を行います。

(4) 住宅入居等支援事業

一般住宅（公営住宅及び民間の賃貸住宅）への入居を希望しながら、保証人がいない等の理由で入居が困難な障がいのある人に対して、入居に必要な調整等にかかる支援を行います。

(5) 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の利用が有効と認められる知的障がい又は精神障がいのある人に対して、成年後見制度の利用を支援し、これらの方々の権利擁護を図ります。

【サービス提供見込量と実績】

(単位：実利用者数・人/月)

	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
成年後見制度利用支援事業	—	—	—	—	—	—	1	1	1
実績値	—	—	—	0	0	0			

※ 今後の利用状況を見込んで算出

※ 成年後見制度とは、判断能力の不十分な成年者を保護するため、一定の場合に本人の行為能力を制限するとともに本人のために法律行為を行い、又は本人による法律行為を助ける者を選任する制度である。

2. コミュニケーション支援事業

聴覚、言語機能、音声機能の障がいのため、意思疎通に支障がある障がいのある人等に対し、仲介する手話通訳・要約筆記協力者等を派遣することにより、その他の者との意思疎通を仲介します。

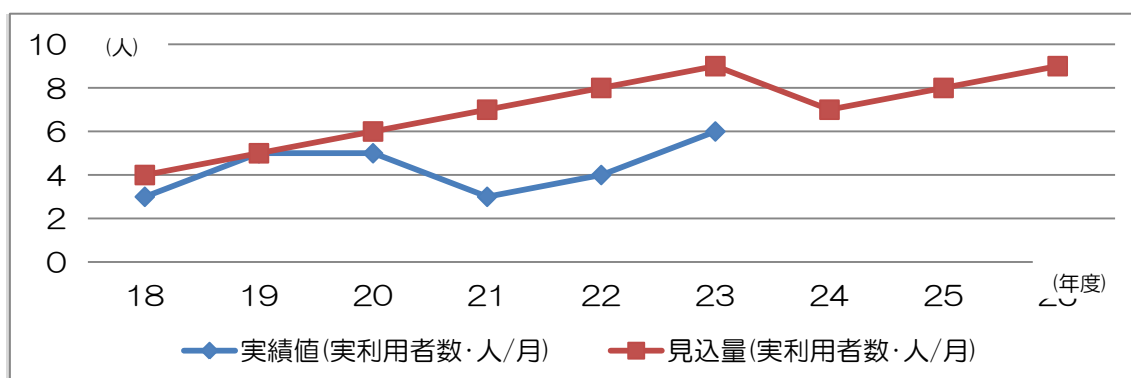
【サービス提供見込量と実績】

(単位：実利用者数・人/月)

	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
手話通訳者派遣事業	4	5	6	7	8	9	7	8	9
実績値	3	5	5	3	4	6			

※ 利用を促進する啓発に努める。

サービスの提供見込み量と実績の推移《実利用者数(コミュニケーション支援事業)》



3. 日常生活用具費支給等事業

重度の障がいのある人に対し、障がいの種類、程度に応じ、日常生活上の便宜を図るための自立生活支援用具等を支給します。

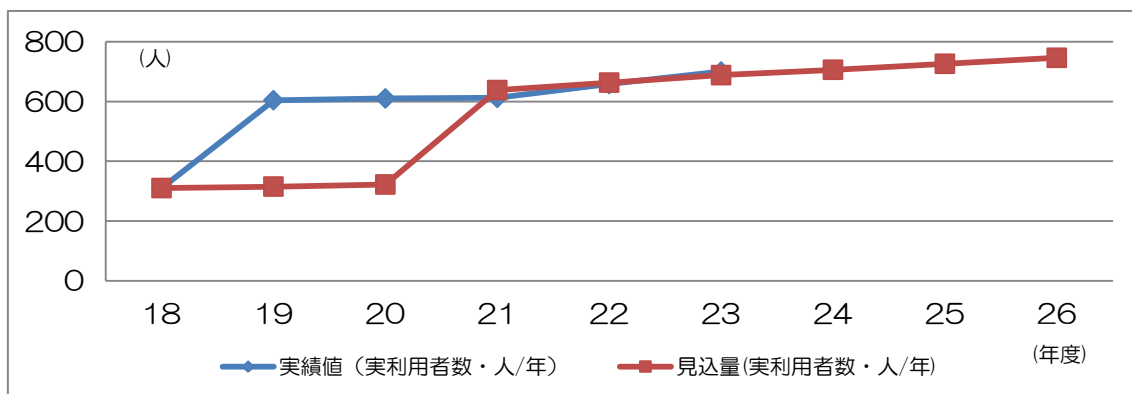
【サービス提供見込量と実績】

(単位：実利用者数・人/年)

	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
日常生活用具等給付事業	310	315	322	638	663	688	706	726	746
実績値	310	604	610	612	658	700			
介護訓練支援用具	4	4	4	5	5	5	5	5	5
実績値	4	0	5	4	4	4			
自立生活支援用具	3	3	4	5	5	5	5	5	5
実績値	3	3	4	4	6	1			
在宅療養等支援用具	2	2	2	8	9	10	10	10	10
実績値	2	4	8	5	4	3			
情報・意思疎通支援用具	7	7	8	5	5	5	5	5	5
実績値	7	4	2	6	3	5			
排せつ管理支援用具	293	298	303	614	638	662	680	700	720
実績値	293	592	590	592	638	687			
居宅生活動作補助用具	1	1	1	1	1	1	1	1	1
実績値	1	1	1	1	3	0			

※ 排泄管理支援用具については利用が拡大しており、今後も増加を見込む。

サービスの提供見込み量と実績の推移《実利用者数(移動支援事業)》



4. 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がいのある人の外出を支援します。

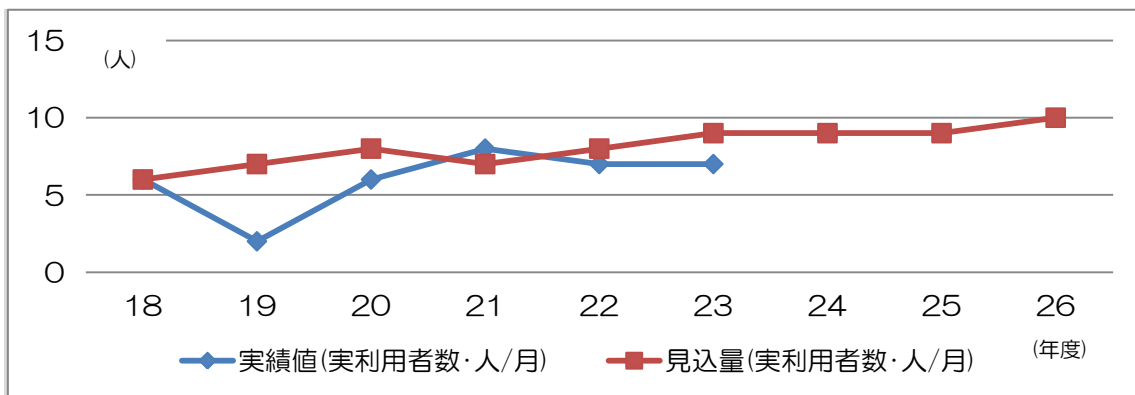
【サービス提供見込量と実績】

(単位：実利用者数・人/月)

	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
移動支援事業	6	7	8	7	8	9	9	9	10
実績値	6	2	6	8	7	7			

※ 移動支援サービス提供事業所が現在2事業所となっており、平成24年以降、微増と見込む。

サービスの提供見込み量と実績の推移《実利用者数(移動支援事業)》



5. 地域活動支援センター事業

地域活動支援センターは、相談支援事業のほか、創作的活動、生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等のサービスを行います。

【サービス提供見込量と実績】

(上段/利用事業所数、下段/実利用者数 単位:上段/箇所、下段/人)

	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
基礎的事業	2	4	4	4	4	4	3	4	4
	—	—	—	—	—	—	28	30	32
実績値	1	3	4	4	4	3			
	—	—	31	30	31	27			
機能強化事業	2	4	4	4	4	4	3	4	4
	—	—	—	—	—	—	28	30	32
実績値	1	3	4	4	4	3			
	—	—	31	30	31	27			

※ 養護学校卒業予定者の利用が見込まれることから、2名の利用増と見込む。

※ 地域活動支援センター事業には、以下の3つの事業形態があります。

- (1) 地域活動支援センターⅠ型は、専門職員（精神保健福祉士等）を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との調整、ボランティアの育成、障がいに対する理解促進にかかる理解啓発等を行う。相談支援事業を併せて実施ないし委託を受けていることを要件とする。
- (2) 地域活動支援センターⅡ型は、雇用・就労が困難な在宅の障がいのある人に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施する。
- (3) 障がいのある人のための援護対策として、地域活動支援センターⅢ型は、通所による援護事業（小規模作業所）の実績を概ね5年以上を有し、安定的な運営が図られていることを条件とする。

第6節 その他の地域生活支援事業の推進

【現状と課題】

その他の地域生活支援事業としては、訪問入浴サービス事業、更生訓練費・施設入所者就職支度金給付事業、日中一時支援事業、社会参加促進事業（スポーツ・レクリエーション教室開催等事業、芸術・文化講座開催等事業、奉仕員養成研修事業、自動車運転免許取得費・改造費助成事業）等があります。

訪問入浴サービス事業については、平成 22 年度よりサービスが開始され、現在 1 名の利用となっています。

更生訓練費・施設入所者就職支度金給付事業については、現在、就労移行支援、自立訓練を利用されている方への更生訓練費として給付を行っていますが、施設入所者への就職支度金給付事業については、なかなか就労に結びつかない状況にあり、これまでに支給実績はありませんでした。

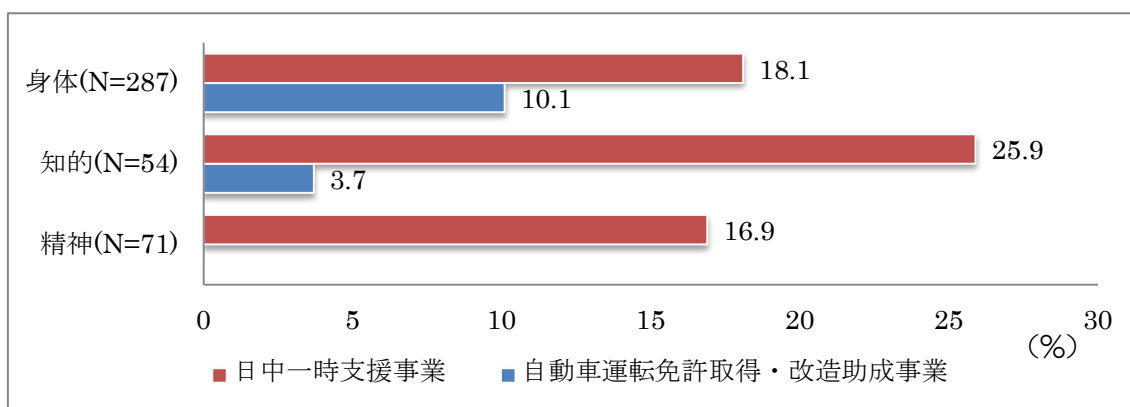
日中一時支援事業については、市内の事業所の登録は、平成 23 年 3 月現在、6 箇所となっています。平成 23 年度調査において、特に知的障がいのある人の利用希望が多く、また、施設入所・入院から地域への移行を推進していくという観点からも、今後利用者は増加していくものと思われます。

スポーツ・レクリエーション活動については、スポーツ大会に参加する等障がいのある人の体力の維持増強を図り、交流を広め社会参加を進めていくために、障がい者スポーツを普及していく必要があります。また、障がいのある人の芸術・文化活動についても、発表の場や交流の場を設け、社会参加を進めていくための環境の整備や必要な支援を行っていく必要があります。

奉仕員養成研修事業は、市社会福祉協議会へ事業を委託し、手話教室が開催されています。2 年間に研修期間とし、平成 21 年度に 15 人の方が受講され、平成 22 年度に修了いたしました。平成 23 年度には、24 人の方が受講開始されました。聴覚障がいのある人の社会生活におけるコミュニケーションの円滑化を図り、そして、聴覚障がいのある人が積極的に社会参加できるよう継続した取り組みが必要です。

自動車運転免許取得費・改造費助成事業については、障がいのある人の生活圏の拡大や職業的自立を図る等社会参加へつながる有効な手段です。利用は不定期ですが、平成 20 年度に 3 件、平成 23 年度に 2 件の利用がありました。

その他の地域生活支援事業の利用希望



(資料：平成 23 年度調査)

※精神障がいのある人には、自動車運転免許取得費・改造費助成事業についての調査は行っておりません。

【施策の基本方針】

1. 訪問入浴サービス事業

家族の介助だけでは入浴することができない重度の障がいのある人に対し、巡回入浴車を派遣し、自宅において入浴サービスを提供します。

【サービス提供見込量と実績】

(単位：実利用者数・人/月)

	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
訪問入浴サービス事業	—	—	—	—	1	1	2	2	2
実績値	—	—	—	—	1	1			

※ 現在 1 名の利用。新規に 1 人の利用を見込む。

2. 更生訓練費・施設入所者就職支度金給付事業

(1) 更生訓練費

就労移行支援事業、自立訓練事業を利用している方及び身体障がい者更生援護施設に入所している方に、「訓練を受けるために必要な経費」を支給します。

(2) 施設入所者就職支度金給付金

身体障がい者更生援護施設に入所しているが、更生訓練を終了し就職等のために施設等を退所する場合、又は就労移行支援事業、若しくは就労継続支援事業を利用し就職等のために施設等を退所する場合に支給します。

【サービス提供見込量と実績】

(単位：実利用者数・人/月)

	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
更生訓練費・施設入所者 就職支度金給付事業	—	—	—	—	—	—	20	21	22
実績値	—	7	10	10	26	19			

※ 養護学校卒業者が増える見込。

3. 日中一時支援事業

介護者が疾病等の理由により居宅における介護ができない場合に、障がいのある人を一時的に施設にあずかり、必要な保護を行う日帰りショートステイを実施します。

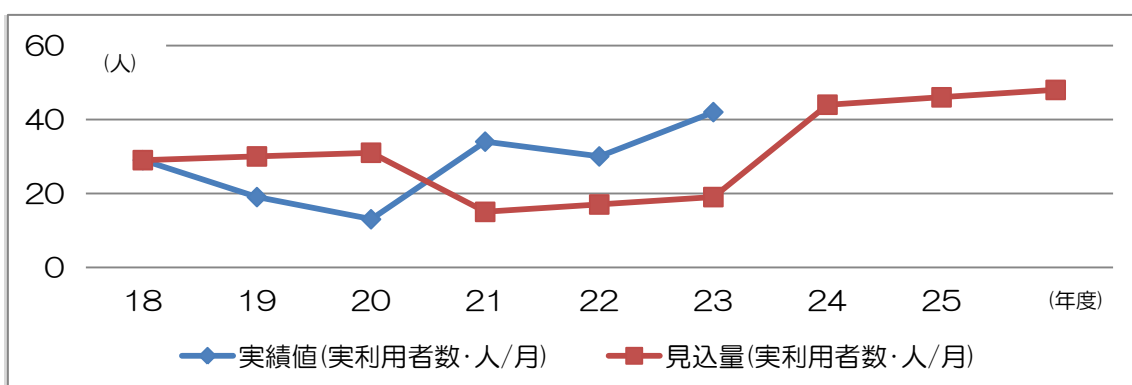
【サービス提供見込量と実績】

(単位：実利用者数・人/月)

	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
日中一時支援事業	29	30	31	15	17	19	44	46	48
実績値	29	19	13	34	30	42			

※ 夏休み等に利用する方が大幅に増加し見込みをかなり上回っている。

サービスの提供見込み量と実績の推移<<実利用者数(日中一時支援事業)>>



4. 社会参加促進事業

(1) スポーツ・レクリエーション教室開催等事業

スポーツ・レクリエーション活動を通じて、障がいのある人の機能回復と体力の維持増強を図り、自立と社会参加を進めるとともに、障がいのある人への理解を深め、交流を広めるため、「茨城県身体障害者スポーツ大会」や「ゆうあいスポーツ大会」等への参加の促進を図ります。

(2) 芸術・文化講座開催等事業

障がいのある人の芸術・文化活動を振興し、展覧会の開催やワークショップ等交流の場を設け、社会参加を進めていくために、創作活動等に必要な環境の整備や支援を行います。

(3) 奉仕員養成研修事業

聴覚障がいのある人等との交流活動を促進するため、日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成研修します。

(4) 自動車運転免許取得費・改造費助成事業

障がいのある人が自動車運転免許を取得するために要した費用の一部及び本人が所有し運転する自動車の改造に要した費用の一部を助成します。

【サービス提供見込量と実績】

(単位：実利用者数・人/年)

	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
自動車運転免許取得・改造助成事業	1	1	1	1	1	1	2	2	2
実績値	3	0	3	1	1	2			

※ 毎年1～3件程度の申請となっているため。

第7節 その他の障がい福祉サービスの推進

1. 補装具費支給事業

身体機能を補い、継続して使用される補装具（義肢、装具、車いす等）の購入費や修理費についての給付を行います。

2. 紙おむつ購入費助成事業

重度の身体障がいのある人に、紙おむつ購入費を助成することにより、快適な日常生活の維持や衛生管理の支援をし、介護にあたる家族の負担を軽減します。

3. 心身障害者タクシー利用助成事業

重度の心身障がいのある人に、タクシー利用料金の一部を助成することにより、日常生活の利便及び社会参加の促進を図ります。

4. 障がい者相談員の設置

障がいのある人又はその保護者等からの相談等に応じ必要な指導・助言を行うとともに、障がいのある人の地域生活の円滑化と社会参加の促進を図り、福祉の増進に資することを目的に障がい者相談員を設置します。

5. 特別障害者手当等支給事業

在宅の重度の身体障がいのある人に対し、その重度の障がいゆえに生じる特別の負担の軽減を図る一助として手当を支給することにより、福祉の向上を図ります。

(1) 特別障害者手当

精神又は身体に著しく重度の障がいをもつため、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある在宅の20歳以上の人に対し、その障がいのための精神的、物質的な特別の負担の軽減の一助として手当を支給します。所得等により、支給制限があります。

(2) 障害児福祉手当（20歳未満）

精神又は身体に著しく重度の障がいをもつため、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある在宅の20歳未満の人に対し、その障がいのための精神的、物質的な特別の負担の軽減の一助として手当を支給します。所得等により、支給制限があります。

(3) 経過的福祉手当

昭和61年3月31日において20歳以上であり、現に従来の福祉手当の受給者であった人のうち、特別障害者手当の支給要件に該当せず、かつ障害基礎年金も支給されない人に対して、その障がいのための精神的、物質的な特別の負担の軽減の一助として手当を支給します。所得等により、支給制限

があります。

6. 在宅障害児福祉手当支給事業

心身に障がいのある在宅の 20 歳未満の人を養育する人に手当を支給することにより、その労をねぎらい、併せて重度の心身に障がいのある人の福祉の増進を図ります。

7. 自立支援医療給付事業

身体障がいのある児童の生活能力を得るための医療（育成医療）、身体障がいのある人の更生のための医療（更生医療）、精神障がいのある人が入院しないで受ける医療（精神通院医療）を利用し、医療費の負担の軽減を図ります。

※ 自立支援医療：障がいのある人の心身の障がいの軽減を図り、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な医療を自立支援医療という。自立支援医療の支給が決定すると、利用者へ受給者証が送られる。受給者証の有効期間は 1 年以内。

8. 重度障害者（児）医療費助成事業

重度の障がいのある人の医療費を助成することにより、当該障がいのある人の自己負担の軽減を図るとともに、その療育を推進して福祉の増進に寄与します。

9. いばらき身障者等用駐車場利用証の交付

障がいのある方を含む全ての方が等しく社会参加できるような環境の整備を進め、ひとにやさしいまちづくりの推進を図ることを目的として、障がいのある歩行困難な方に、身障者用駐車場を円滑に利用できるよう、いばらき身障者等用駐車場利用証を交付します。



第5章 平成 26 年度の数値目標の設定

福祉施設入所者の地域生活への移行、福祉施設から一般就労への移行等を進めるため、計画の最終年度である平成 26 年度を目標年度として、国の定めた基本指針とともに、障害福祉計画の策定に向けた県の基本的考え方を踏まえ、次のような数値目標を設定します。

1. 福祉施設入所者の地域生活への移行

地域生活への移行を進める観点から、福祉施設に入所している障がいのある人のうち、今後、自立訓練事業等を利用してグループホーム・ケアホーム、一般住宅等に移行する者の数を見込み、平成 26 年度末における地域生活に移行する人数目標を設定します。

【国の基本方針】

※平成 17 年 10 月 1 日時点の施設入所者の 3 割以上が地域生活へ移行することを基本とする。

※平成 26 年度末の施設入所者数を平成 17 年 10 月 1 日時点の施設入所者から、1 割以上削減することを基本とする。

【市の目標値】

項目	数 値		考 え 方
平成 17 年 10 月 1 日 時点の入所者数 (A)	72	人	平成 17 年 10 月 1 日の施設入所者数
目標年度入所者数 (B)	65	人	平成 26 年度末時点の利用人員
【目標値】 削減見込み (A-B)	7	人	差引減少見込み数
	9.7	%	
【目標値】 地域生活移行者数	7	人	施設入所からグループホーム・ケアホーム等へ移行した者の数

【市の数値目標の考え方】

平成 17 年 10 月 1 日現在の入所者 72 人のうち、9.7%、7 人が平成 26 年度までに地域生活に移行することを目標とします。

国の基本方針では、施設入所者の 30%以上が、地域生活移行者となっていますが、現在利用できるグループホーム、ケアホームには限度があること、また施設入所者の現況等を勘案すると以上のような目標値となりました。

2. 福祉施設から一般就労への移行

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、平成 26 年度中に一般就労に移行する人数目標を設定します。

【国の基本方針】

※平成 17 年度の一般就労への移行実績の 4 倍以上とすることを基本とする。

【市の目標値】

項目	数 値		考 え 方
平成 17 年度の一般就労移行者数	0	人	平成 17 年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
【目標値】目標年度の一般就労移行者数	4	人	平成 26 年度において福祉施設を退所し、一般就労する者の数

【数値目標の考え方】

桜川市において、平成 17 年度に福祉施設を退所し、一般就労した者はありませんでした。平成 26 年度には 4 人が一般就労することを目標とします。

3. 就労移行支援事業の利用者数

福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業を利用する人数目標を設定します。

【国の基本方針】

※平成 26 年度末における福祉施設の利用者のうち、2 割以上の者が就労移行支援事業を利用することを基本とする。

【市の目標値】

項目	数 値		考 え 方
平成 26 年度末の福祉施設利用者数	65	人	平成 26 年度末において福祉施設を利用する者の数
【目標値】目標年度の就労移行支援事業の利用者数	13	人	平成 26 年度末において就労移行支援事業を利用する者の数
	20	%	

【数値目標の考え方】

平成 26 年度の福祉施設利用者数の 2 割、13 人が就労移行支援事業を利用することを目標とします。

4. 就労継続支援（A型）事業の利用者の割合

就労継続支援事業の利用者のうち、就労継続支援（A型）事業を利用する人数目標を設定します。

【国の基本方針】

※平成 26 年度末において、就労継続支援事業の利用者のうち、3 割は就労継続支援（A型）事業を利用することを基本とする。

【市の目標値】

項目	数 値		考 え 方
平成 26 年度末の就労継続支援(A型)事業の利用者 (A)	2	人	平成 26 年度末において就労継続支援(A型)事業を利用する者の数
平成 26 年度末の就労継続支援(B型)事業の利用者	27	人	平成 26 年度末において就労継続支援(B型)事業を利用する者の数
平成 26 年度末の就労継続支援(A型+B型)事業の利用者 (B)	29	人	平成 26 年度末において就労継続支援(A型+B型)事業を利用する者の数
【平成 26 年目標値】 就労継続支援(A型)事業の利用者の割合 (A) / (B)	6.9	%	平成 26 年度末において就労継続支援事業を利用する者のうち、就労継続支援(A型)事業を利用する者の割合

【数値目標の考え方】

就労継続支援A型事業は、サービス提供事業所が管内にはなく、受け入れ枠の限界等の事情もあり、平成 23 年度の利用者は 1 名にとどまっています。一方、就労継続支援B型事業は、平成 23 年 4 月より市内事業所において、サービスが開始されたことに伴い、平成 23 年度の利用者は 21 名と対前年比 12 名増となりました。

現在の利用状況を踏まえると、就労継続支援A型事業の利用者の大幅な増加は望めないため、平成 26 年度の目標値は低く設定することとなりました。

第6章 計画の推進に向けて

第1節 理解・啓発の促進

【現状と課題】

障がいのある人もない人もともに生きるノーマライゼーション社会を実現するためには、市民の障がいや障がいのある人への理解を促進し、地域で障がいのある人が自立して生活できる環境づくりを進めていく必要があります。

また、障害者自立支援法が目指す、障がいのある人の地域生活移行や就労促進等を進めていくためには、個人や家族の力だけでなく、周囲の人々の協力によって環境づくりを進めていくことが重要です。市社会福祉協議会をはじめ、地域で活動するボランティアや市民団体と協力し、ボランティアの育成支援や団体間のネットワーク化等を通じて、障がいのある人を地域全体で支える体制づくりを進めていく必要があります。

【施策の基本方針】

1. 広報啓発活動による理解の促進

ノーマライゼーションの考え方を普及し、障がいのある人への理解を促進するため、地域や家庭、教育機関や各種団体を対象とした広報啓発活動を推進し、市民の障がい者福祉に関する意識の醸成を図ります。

2. 精神障がいに関する正しい知識の普及啓発

身体障がい、知的障がいに比較して偏見や誤解の多い精神障がいについての正しい知識を普及し、精神障がいのある人の地域生活への移行を容易にするよう理解の促進に努めます。

3. ボランティア活動の育成支援

市社会福祉協議会と連携し、地域住民のみならず、障がいのある人自身もボランティア活動に参加できるようボランティア活動の育成支援に努めます。

4. 団体等のネットワーク化

地域で活動している障がい者団体等あらゆる団体のネットワーク化を進め、実践的な地域福祉活動の活性化を図ります。

第2節 連携・協力のための体制づくり

【現状と課題】

市民の日常生活が広域化し、近隣市町との間で共通する行政課題については、広域で連携して対応していく必要があります。広域的に対応することが望ましい事業については、可能な限り近隣市町との連携を図るとともに、より大きな課題については、国・県との連携の下に総合的な施策の推進を図ります。

また、障がいのある人の就労や地域生活移行、地域での自立した生活を実現するためには、各種の民間団体の協力が不可欠であり、連携・協力のための体制づくりを進めます。

さらに、市内外の施設や事業所、関係機関との連携を強化しながら、希望する利用者の把握と提供するサービスの周知、就労移行、継続に向けた支援、必要な人材の確保等に努め、本計画に定めたサービス見込み量の確保を図ります。

虐待防止に関する取組みについては、障がいのある人に対する虐待の早期発見・早期対応に努めていく必要があります。また、災害時における要援護者に対する支援体制のための要援護者台帳の整備を進めていく必要があります。

【施策の基本方針】

1. 庁内推進体制の整備

福祉・保健の分野を中心に、教育や就労等、障がいのある人の自立生活に関連の深い行政分野との連携を図り、サービスの充実に努めます。

2. 国・県・近隣市町との連携・協力

広域的に対応する必要がある場合については、国・県・近隣市町とも連携・協力できる体制づくりを進めます。

3. 民間団体との連携・協力

障がい者団体、社会福祉協議会、医師会、商工団体、ボランティア団体等の各種民間団体と連携・協力できる体制づくりを進めます。

4. 虐待防止に関する取組みの強化

自立支援協議会を中心に、地域の関係機関によるネットワークを構築し、障がいのある人等に対する虐待の未然防止、虐待が発生した場合の迅速かつ適切な対応と再発の防止等についてのシステムの整備を行います。

5. 要援護者台帳の整備

災害時における安否確認など要援護者に対する地域や関係団体等との支援体制のための要援護者台帳の整備を進めます。

6. 計画の進行管理

本計画の進捗状況の把握と評価を行い、本計画の着実な推進を図ります。

7. 見込み量確保のための方策

本計画に定めたサービス見込み量の確保を図るため、希望する利用者の把握と、提供するサービスの周知に努めるとともに、市内および近隣市町にある事業所や施設との調整によりサービスの充実を図ります。

また、施設や事業所との連携により就労支援体制の強化に努めつつ、障がいのある人の自立した生活の実現に向けて、ハローワーク等との連携による障がい者雇用に対する理解と認識を深めるための啓発活動を推進します。

地域生活支援事業においては、既存サービスの一層の充実を図るとともに、関係機関・団体等と連携し、必要な人材の確保に努め、サービスの質の向上に努めます。

～ 資料編 ～

1. 策定委員会要綱

平成19年4月11日
桜川市告示第26号

(趣旨・設置)

第1条 この要綱は、障害基本法（昭和45年法律第84号）第9条第3項に規定する障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「障害者基本計画」という。）及び障害福祉に関する計画を策定するため、桜川市障害福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置し、その組織及び運営等について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 障害者基本計画の策定に関する事項
- (2) その他障害福祉に関する計画の策定に関する事項

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験のある者、関係行政機関の職員、関係団体等の推薦者及び市民のうちから市長が委嘱する。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、委嘱の日から計画策定業務の審査が終了するまでとする。委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の在任期間とする。

2 第3条第2項の規定による身分又は資格に基づいて委員に委嘱された者が、その身分又は資格を失ったときは、委員を辞したものとみなす。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会の会議は、委員の過半数が出席できなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員会の会議は、原則として公開とする。

(意見の聴取等)

第7条 委員会は、その所掌事務について必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(幹事)

第8条 委員会に幹事を若干人置く。

2 幹事は、市職員の中から市長が任命する。

3 幹事は、委員会の所掌事務について委員を補佐する。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、この委員会の所掌事務を所管する課等において処理する。

(その他の事項)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営等について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

2. 策定委員会委員名簿

平成23年7月29日委嘱

身分又は資格		氏 名
1	障がい者団体の代表者	藤 田 正 道
2		藤 田 みとり
3	医療関係者	延 島 茂 人
4		仁 平 哲 夫
5	教育関係者	田 崎 光 紀(平成23年11月24日まで)
		海老澤 敦 (平成23年12月8日から)
6	福祉関係者	吉 原 毅
7		杉 田 直 樹
8		○小野塚 俊 男
9		麻 尾 優
10	学識関係者	◎飯 島 重 男
11	関係行政機関の職員	石 堀 純
12		大和田 清
13		袖 山 勉
14		長 堀 イツ子
15		来 栖 啓

◎委員長 ○副委員長

桜川市障害福祉計画策定委員会設置要綱(平成19年桜川市告示第26号)第3条の規定に基づく

3. 策定経過

第1回策定委員会	平成23年 7月29日
策定にかかるアンケート調査の実施	平成23年 8月
第2回策定委員会	平成23年12月 8日
第3回策定委員会	平成24年 1月17日
パブリック・コメント手続き	平成24年 1月24日～ 2月22日
住民説明会	平成24年 2月
第4回策定委員会	平成24年 3月

桜川市第3期障害福祉計画

平成24年3月

発行 桜川市
企画・編集 桜川市保健福祉部社会福祉課
〒309-1292 茨城県桜川市岩瀬64番地2
TEL (0296) 75-3111 (代表)
FAX (0296) 75-4690
